- 8 構造物の影響
 - 8.1 日照阻害

8 構造物の影響

8.1 日照阻害

計画地及びその周辺地域における日照阻害の状況等を調査し、計画建物による日影が計画 地周辺の住環境に及ぼす影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

計画地及びその周辺地域における日照阻害の状況等を把握し、供用時に施設の存在による日照阻害について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査を行った。

- (ア) 日照阻害の状況
- (イ) 地形の状況
- (ウ) 既存建築物の状況
- (エ) 土地利用の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とし、冬至日の真太陽時*における午前8時から午後4時までの間に計画建物による日影が生じると想定される地域を含む範囲とした。

ウ 調査方法等

(ア) 日照阻害の状況

「川崎区マップ」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺地域の日照阻害の影響に特に配慮すべき施設等の分布状況を把握した。

(イ) 地形の状況

「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺地域の地形の状況を把握 した。

(ウ) 既存建築物の状況

「住宅地図」等の既存資料を収集・整理するとともに、現地踏査により、計画地及びその周辺地域の既存建築物の状況を把握した。

(エ) 土地利用の状況

「土地利用現況図(川崎区)」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺地域の 土地利用の状況を把握した。

(オ) 関係法令等による基準等

以下に示す関係法令等の内容を整理した。

- ・建築基準法(昭和25年5月24日 法律第201号)
- ・川崎市建築基準条例(昭和35年9月9日 条例第20号)
- ・地域環境管理計画(令和3年3月改定 川崎市)

^{※:} 真太陽時:ある場所において太陽が真南(南中)にある時を正午としたもので、場所(経度)の違いによって 中央標準時と差を生じる。

エ 調査結果

(ア) 日照阻害の状況

計画地周辺地域の日照阻害の影響に特に配慮すべき施設(教育施設、保育施設、医療機関、福祉施設)等の分布状況は、表4.8.1-1(1)~(2)及び図4.8.1-1に示すとおりである。

計画地北側に一般市道港町9号線を隔てて、保育施設(キディ鈴木町・川崎保育園:地点b1)が存在する。

表4.8.1-1(1) 主要な公共施設等一覧

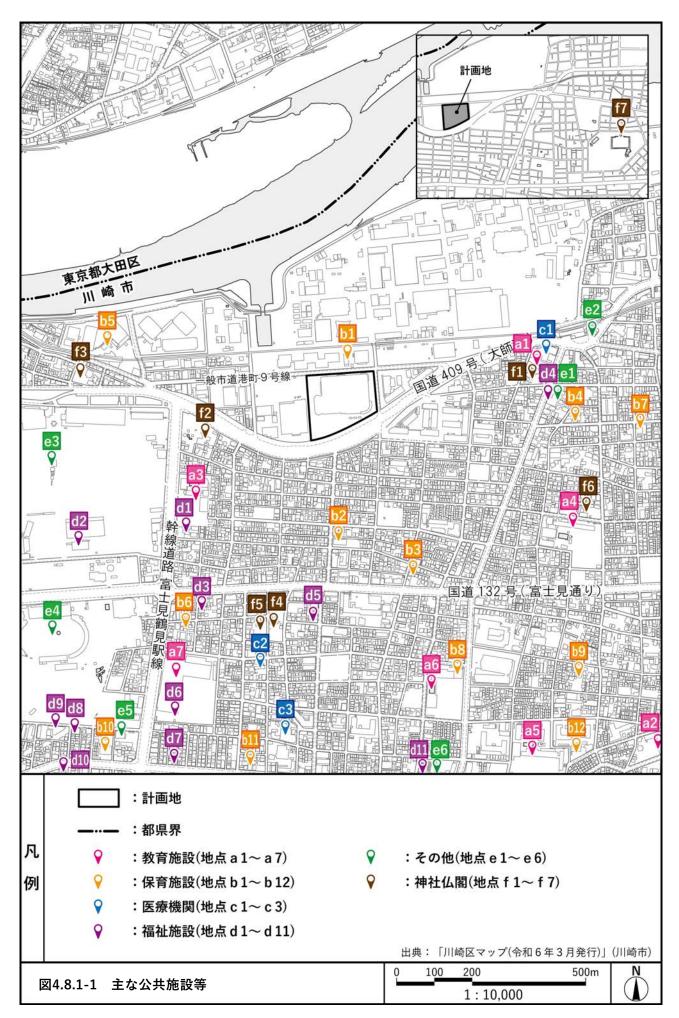
	区 分	地点	名 称	住 所			
		番号					
	幼稚園	a1	若宮幼稚園	川崎区大師駅前 2-13-16			
	2971LES	a2	観音幼稚園	川崎区観音 2 - 1 - 7			
		a3	川崎市立旭町小学校	川崎区旭町 2 - 2 - 1			
教	小学校	a4	川崎市立川中島小学校	川崎区川中島 2 - 4 - 19			
教育施設		a5	川崎市立藤崎小学校	川崎区藤崎 3 - 2 - 1			
設		a6	川崎市立川中島中学校	川崎区藤崎 2-19-1			
	中学校		川崎市立				
		a7	川崎高等学校附属中学校	川崎区中島 3 - 3 - 1			
	高等学校		川崎市立川崎高等学校				
		b1	キディ鈴木町・川崎保育園	川崎区鈴木町3-2			
		b2	藤崎保育園	川崎区藤崎 1 - 7 - 1			
		b3	ランゲージ・ハウス	川崎区藤崎 1 -23- 6			
		DO	Fujisaki保育園	/川町区/飛哨 1 23 0			
		b4	Nest川崎大師保育園	川崎区大師駅前 1 - 2 -15			
			h	b5	京急キッズランド	 川崎区港町 5 - 4	
保		DJ	港町駅前保育園	/川啊区径两 J - 4			
保育施設	認可保育所	ř所 b6	ランゲージ・ハウス	川崎区中島 2 - 1 - 8			
設			Nakajima保育園	川剛区中海2 1 0			
		b7	大師駅前ひよこ保育園	川崎区川中島 1-21-4			
		b8	かわなかじま保育園	川崎区藤崎 2-19-2			
		b9	マジオたんぽぽ保育園観音	川崎区観音 1 - 8 -20			
		b10	西大島ルーテル保育園	川崎区大島 1 -24-12			
		b11	HOPPA大島五丁目	川崎区大島 5 -11-13			
		b12	かんのん町保育園	川崎区観音 1-10-3			
医	病 院	c1	宮川病院	川崎区大師駅前 2-13-13			
医療機	診療所	c2	なかじまクリニック	川崎区中島 3 - 9 - 9			
関	病 院	c3	総合川崎臨港病院	川崎区中島 3-13-1			

出典:「川崎区マップ(令和6年3月発行)」(川崎市)

表4.8.1-1(2) 主要な公共施設等一覧

	表4.8.1-1(2) 主要な公共施設寺一覧								
	区 分	地点 番号	名 称	住 所					
	こども文化センター	d1	旭町こども文化センター	川崎区旭町2-1-5					
	福祉パル	10	福祉パルかわさき	田林尺亭 1 日 1 / 0					
	社会福祉協議会	d2	川崎区社会福祉協議会	- 川崎区富士見 1 - 6 - 3					
	高齢者福祉	d3	大島中島 地域包括支援センター	川崎区中島 2 - 3 - 2					
	(地域包括支援センター)	d4	大師中央 地域包括支援センター	川崎区大師駅前1-1-5					
	障害福祉サービス事務所	d5	Bi-z Labo	川崎区中島 2-18-13					
	地域療育センター	d6	南部地域療育センター	川崎区中島 3 - 3 - 1					
福	地域活動支援センター	d7	なのはな	川崎区大島 4 - 7 - 12					
祉施設	高齢者福祉(いこいの家)	d8	大島いこいの家	川崎区大島 1 - 9 - 6					
設	川崎市南部身体障害者 福祉館作業室		飛行船						
	障害福祉サービス事務所	d9	地域相談支援センターふじみ	川崎区大島 1 - 8 - 6					
	身体障害者福祉	u9	南部身体障害者福祉会館						
	指定障害福祉 サービス事務所(通所)		ふじみ園						
	障害者相談支援センター	d10	かわさき基幹 相談支援センター	川崎区大島 1 - 4 - 8					
	高齢者福祉(いこいの家)	d11	藤崎いこいの家	 川崎区藤崎 4 -17- 6					
	こども文化センター	ull	藤崎こども文化センター	7月明区脉明在-17-0					
	市民館・図書館	e1	プラザ大師 (教育文化会館大師分館・ 図書館大師分館)	川崎区大師駅前1-1-5					
その	観光案内センター	e2	川崎大師観光案内センター	川崎区大師駅前 1-18-2					
の他	競馬場	e3	川崎競馬場	川崎区富士見1-5-1					
	競輪場	e4	川崎競輪場	川崎区富士見2-1-6					
	市役所・区役所	e5	川崎区役所道路公園センター	川崎区大島 1-25-10					
	地域活動支援センター	e6	がんばるぞ大師	川崎区藤崎 4 -17-20					
	八幡宮	f1	若宮八幡宮	川崎区大師駅前 2-13-16					
	寺	f2	醫王寺	川崎市川崎区旭町2-4-4					
神社	寺	f3	徳泉寺	川崎区旭町 1 -14-13					
14	神社	f4	中島八幡神社	川崎区中島 2-15-1					
閣	寺	f5	遍照寺	川崎区中島 2-12-10					
	神社	f6	神明神社	川崎区川中島 1-12-12					
	寺	f7	平間寺(川崎大師)	川崎区大師町 4-48					
r I r elle	「川崎区マップ(会和6年3月)	34.7-1	(1114+4)						

出典:「川崎区マップ(令和6年3月発行)」(川崎市)



(イ) 地形の状況

地形の状況は「第2章 1 (2)地象の状況」(p.56 参照)に示したとおりである。 計画地及びその周辺地域は、標高約1.5~3.4mの平坦な地形である。

(ウ) 既存建築物の状況

計画地及びその周辺地域の 5 階以上の高層建築物等の分布状況は、図4.8.1-2に示すとおりである。

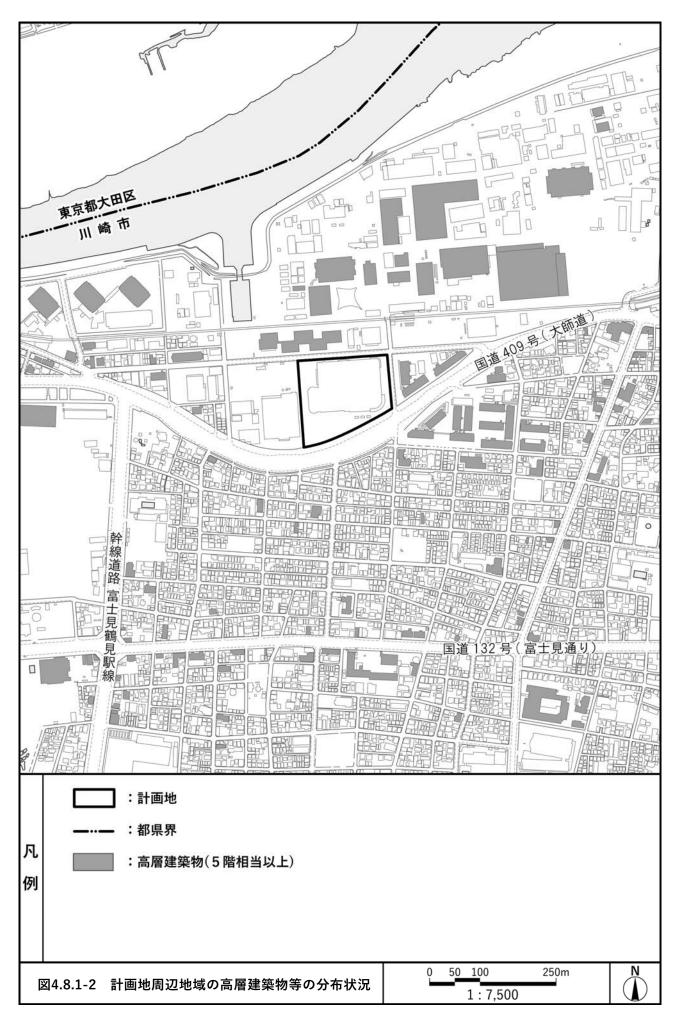
計画地内は地上4階建の既存建物(商業施設)が存在している。また、東側の一般市道港町7号線を隔てて15階建の住宅、南側の国道409号(大師道)を隔てて、15階建の住宅が分布している。

(エ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺地域の土地利用の状況は、「第2章 1 (6)土地利用の状況」(p.61~66 参照)に示したとおりである。

計画地及び隣接地は工業地域に指定されており、さらにその周囲は第二種住居地域、準住居地域、商業地域、準工業地域等に指定されている。なお、今後の都市計画手続きの中で、計画地の用途地域は近隣商業地域に変更される予定である。

また、計画地は商業系土地利用として利用されており、計画地周辺は住宅系土地利用、 工業系土地利用等として利用されている。



(オ) 関係法令等による基準等

a. 建築基準法(昭和25年5月24日 法律第201号)

b.川崎市建築基準条例(昭和35年9月9日 条例第20号)

「建築基準法」及び「川崎市建築基準条例」に基づく日影規制の内容は、表4.8.1-2及び 図4.8.1-3に示すとおりである。

川崎市における日影規制は、「都市計画法」(昭和43年6月15日 法律第100号)に定められている用途地域のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種・準住居地域、近隣商業地域、準工業地域の地域について定められている。

計画地は工業地域に指定されており日影規制の対象外である。また、今後の都市計画手続きの中で、計画地の用途地域は近隣商業地域に変更される予定であるが、容積率300%を予定していることから、日影規制の対象外である。また、計画地北側においては、北西側の第二種住居地域が日影規制の対象となっている。

規制される日影時間 測定水平面 規制される範囲 制限される の高さ 対象区域 (敷地境界線からの水平距離) 建築物 平均地盤面 5 mを超え 10mを からの高さ 10m以内 超える 第一種低層住居専用地域 軒の高さが7mを超 3時間以上 2 時間以上 $1.5\,\mathrm{m}$ 第二種低層住居専用地域 える建築物又は地上 3階以上の建築物 田園住居地域 第一種中高層住居 東横線以西 3 時間以上 2時間以上 4 m 専用地域 第二種中高層住居 東横線以東 4 時間以上 2.5時間以上 4 m 専用地域 東横線以西 | 高さが10mを超える 第一種住居地域 4 時間以上 2.5時間以上 4 m 建築物 第二種住居地域 東横線以東 5 時間以上 3時間以上 4 m 準住居地域 近隣商業地域で容積率200%の 区域 5 時間以上 3 時間以上 4 m 準工業地域

表4.8.1-2 日影規制の内容

出典:「建築基準法」(昭和25年5月 法律第201号)、「川崎市建築基準条例」(昭和35年9月 条例第20号) 注) 現在、田園住居地域の指定がなされている地域はない。

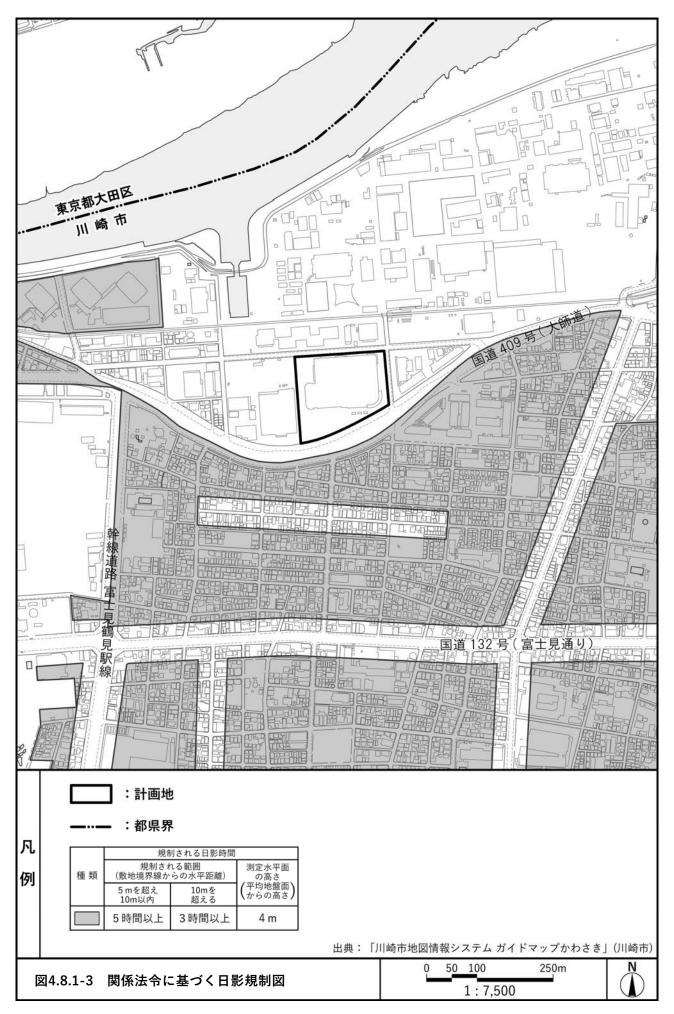
c. 地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準(令和3年3月改定 川崎市)

「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準(平野部)は、表4.8.1-3に示すとおりである。

表4.8.1-3 地域別環境保全水準(平野部)

環境影響評価項目の内容	地域別環境保全水準		
建築物・工作物の建築等に伴う日照に係る影響	住環境に著しい影響を与えないこと。		

出典:「地域環境管理計画」(令和3年3月改定 川崎市)



(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準に基づき、「住環境に著しい影響を与えないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

予測項目は、表4.8.1-4に示すとおりである。

表4.8.1-4 予測項目

区 分	予測項目
	ア 大規模建築物の出現による日影への影響
	・冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況
供用時	の変化の程度
	・日照阻害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時
	間数等の日影の状況の変化の程度

ア 大規模建築物の出現による日影への影響

(ア) 予測方法等

a. 予測地域・予測地点

冬至日の真太陽時における午前8時から午後4時までの間に計画建物による日影が生じると想定される地域とした。

予測地点は、計画地周辺の日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等とした。

b. 予測時期

計画建物の工事完了後の冬至日とした。

c. 予測条件・予測方法

① 予測条件

1)計画建物

計画建物の配置、形状及び高さについては、「第 1 章 4 (5)建築計画等」 (p.16~24 参照)に示したとおりとした。

2)日影図の作成条件

時期、時刻法、時間帯等の日影図の作成条件は、表4.8.1-5に示すとおりとした。

表4.8.1-5 日影図作成条件

項目	条 件
時期	冬至日(一年の中で太陽が最も低く、影が最も長くなる日)
時刻法	真太陽時(ある場所において太陽が真南(南中)にある時を正午としたもので、
时刻仏	場所(経度)の違いによって中央標準時と差を生じる。)
時間帯	真太陽時の午前8時から午後4時(8時間)
測定面	・平均地盤面±0m:時刻別日影図及び等時間日影図
例是囬	・平均地盤面+4m:法令に基づく日影図

② 予測方法

平均地盤面±0mにおける時刻別日影図及び等時間日影図、建築基準法に基づく日影 規制の測定水平面(平均地盤面+4m)における等時間日影図を作成する方法とした。

また、平均地盤面±0mにおける時刻別日影図及び等時間日影図をもとに、日照阻害の影響に特に配慮すべき施設等における計画建物による日影となる時刻及び時間数等を把握する方法とした。

(イ) 予測結果

a. 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

平均地盤面 \pm 0 m における時刻別日影図は図4.8.1-4(1)に、等時間日影図は図4.8.1-4(2)に示すとおりである。

冬至日の平均地盤面±0 mにおいて、計画建物による日影を受ける既存建物は36棟である。日影時間別の内訳は表4.8.1-6に示すとおり、1時間未満が24棟、1時間以上2時間未満が7棟、2時間以上3時間未満が5棟、3時間以上4時間未満及び4時間以上が0棟と予測する。

また、建築基準法に基づく日影規制の測定水平面(平均地盤面+4 m)における等時間日 影図は、図4.8.1-5に示すとおりである。

冬至日の平均地盤面+4mにおける計画建物による日影は、「川崎市建築基準条例」に基づく日影規制の内容を満足している。

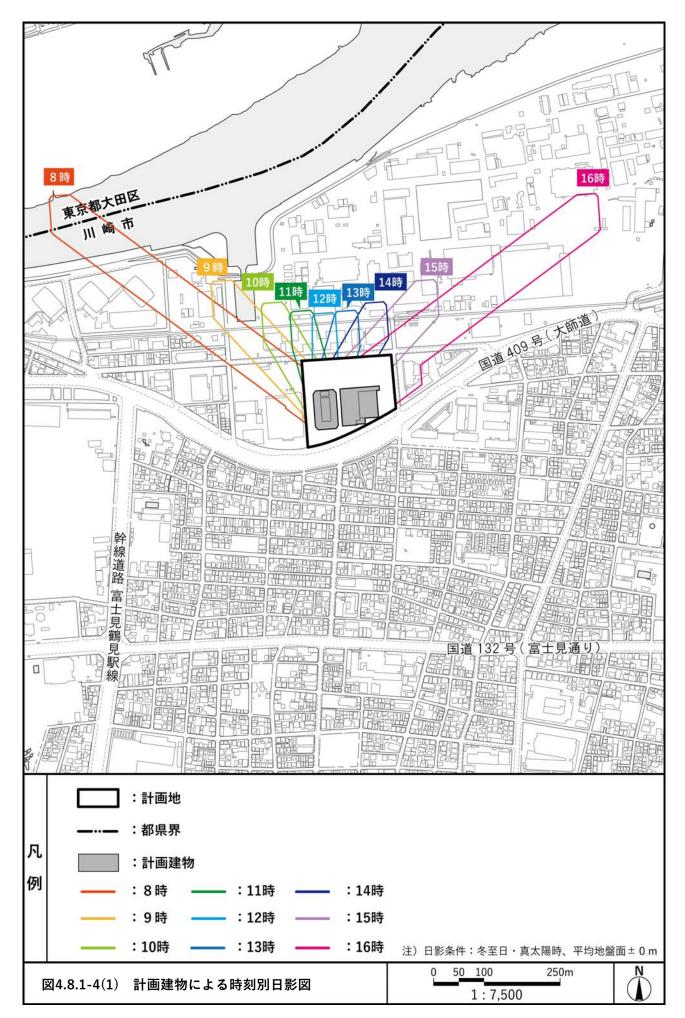
b. 日照阻害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の 状況の変化の程度

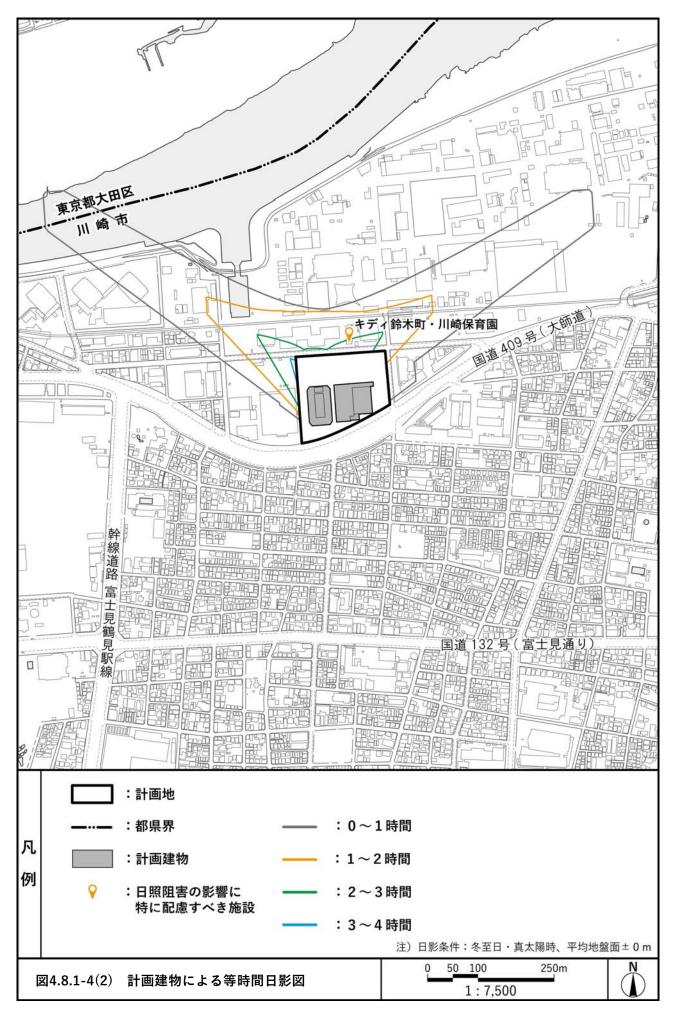
冬至日の平均地盤面±0mにおいて、計画建物による日影を受ける日照阻害の影響に特に配慮すべき施設等の日影の状況は、表4.8.1-6に示すとおりである。

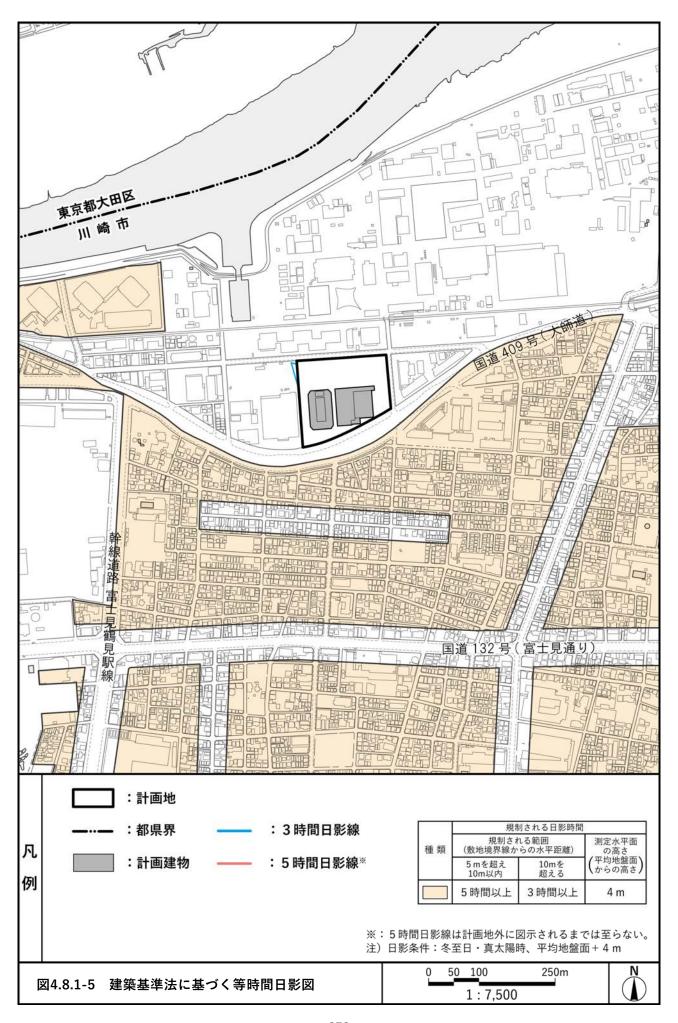
計画地周辺の日照阻害の影響に特に配慮すべき施設等のうち、キディ鈴木町・川崎保育園の1棟において、冬至日の13時前から15時頃にかけて、計画建物による2時間程度の日影が生じると予測する。

25.71	STOLE HELEINES STATES OF STATES								
日影時間	日影の影響を受ける建物棟数	計画地周辺の日影の影響を 受ける特に配慮すべき施設							
1 時間未満	24棟	_							
1時間以上2時間未満	7 棟	_							
2時間以上3時間未満	5 棟	1 棟							
3時間以上4時間未満	_	_							
4 時間以上	_	_							
合 計	36棟	1 棟							

表4.8.1-6 計画建物による日影を受ける棟数







(ウ) 環境保全のための措置

本事業では、計画建物による日影が計画地周辺地域の住環境に及ぼす影響の回避・低減の観点から、次のような措置を講じる。

- ・高層の住宅棟を計画地南側に配置し、平面ではなくタワー状とすることで、ある特定 の場所に計画建物による長時間の日影が生じないように配慮した計画とする。
- ・高層の住宅棟を極力南西側に配置することで、東側の住宅への日影時間を短くするよう配慮した計画とする。

(1)評 価

冬至日の平均地盤面±0mにおいて、計画建物による日影を受ける既存建物は36棟であり、日影時間別の内訳は、1時間未満が24棟、1時間以上2時間未満が7棟、2時間以上3時間未満が5棟、3時間以上4時間未満及び4時間以上が0棟と予測する。これらの既存建物のうち、計画地周辺の日照阻害の影響に特に配慮すべき施設は1棟と予測する。

また、建築基準法に基づく日影規制の測定水平面(平均地盤面+4m)においては、「川崎市建築基準条例」に基づく日影規制の内容を満足している。

本事業の実施にあたっては、高層棟である住宅棟を極力計画地の南西側に配置することにより、 $1 \circ$ 所の日影時間を短くするように配慮した計画とする等の環境保全のための措置を講じる。

したがって、計画地周辺地域の住環境に著しい影響は与えないと評価する。

- 8 構造物の影響
- 8.2 テレビ受信障害

8.2 テレビ受信障害

計画地及びその周辺地域におけるテレビ電波の受信状況等を調査し、計画建物の出現により生じるテレビ受信障害について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

計画地及びその周辺地域におけるテレビ電波の受信状況等を把握し、供用時に施設の存在による電波受信障害について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査を行った。

- (ア) テレビ電波(地上波)の受信状況
- (イ) テレビ電波の送信の状況
- (ウ) 高層建築物及び住宅等の分布状況
- (エ) 地形、工作物の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とし、対象事業の実施によりテレビ受信障害を生じると予測される地域を含む範囲とした。

ウ 調査方法等

(ア)テレビ電波(地上波)の受信状況

a. 調査地点

調査地点の位置は、図4.8.2-1に示すとおりである。机上検討によるテレビ受信障害が予想される地域を含む範囲とし、調査地点は、調査地域内の住居分布や調査地域境界部分の状況を勘案して、東京局17地点、横浜局16地点の合計33地点とした。

b.調査期間・調査時期

令和6年6月5日(木)~令和6年6月17日(月)に実施した。

c. 調査方法

調査は現地調査による方法とし、東京局及び横浜局を対象として行った。

① テレビ受信画像・品質の状況

「建造物によるテレビ受信障害調査要領(地上デジタル放送)(改訂版)」(平成30年6月(一社)日本CATV技術協会)等に定める方法に準拠して電波測定車(測定高:10m)による現況測定を行い、画像評価及び品質評価を行った。調査に使用した電波測定車及び使用機器は、資料編(p.資-225 参照)に示すとおりである。

画像評価は、表4.8.2-1(1)に示す画像評価基準により3段階に評価し、品質評価は表4.8.2-1(2)に示す品質評価基準により5段階に評価した。

表4.8.2-1(1) 画像評価基準

評価	評価基準					
0	正常に受信					
\triangle	ブロックノイズや画面フリーズあり					
×	受信不能					

出典:「建造物によるテレビ受信障害調査要領(地上デジタル放送)(改訂版)」

(平成30年6月(一社)日本CATV技術協会)

表4.8.2-1(2) 品質評価基準

評 価	評価基準						
A	きわめて良好	: 画像評価が○で、BER≦1E-8					
В	良 好	: 画像評価が○で、1E-8 <ber<1e-5< td=""></ber<1e-5<>					
С	おおむね良好	: 画像評価が○で、1E-5≦BER≦2E-4					
D	不 良	:画像評価が○ではあるがBER>2E-4、または画像評価△					
Е	受信不能	:画像評価が×					

注) BER(Bit Error Rate):ビット誤り率

一定期間内に伝送したビット数のうち、何ビットの誤りが発生したかをBERとして表示する。地上デジタル放送では、リードソロモン符号(外符号)と畳み込み符号(内符号)により二重の誤り修正を行っており、内符号修正後のBERが2×10⁻⁴(=2E-4)以下であれば、画質劣化がほとんど検知できない良好受信となる。

出典:「建造物によるテレビ受信障害調査要領(地上デジタル放送)(改訂版)」

(平成30年6月(一社)日本CATV技術協会)

② テレビ電波の強度の状況

調査地点において、受信アンテナにかかる電圧を端子電圧測定器により測定することにより、テレビ電波の強度の状況を把握した。なお、電波強度の状況(受信レベル)については、一般に $50dB(\mu V)$ 以上であれば良好とされている。

③ 共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態

調査地域において現地踏査により、共聴設備等の範囲及びケーブルテレビ加入住宅等の分布を確認した。現地踏査はテレビ受信画質の状況等の調査にあわせて実施した。

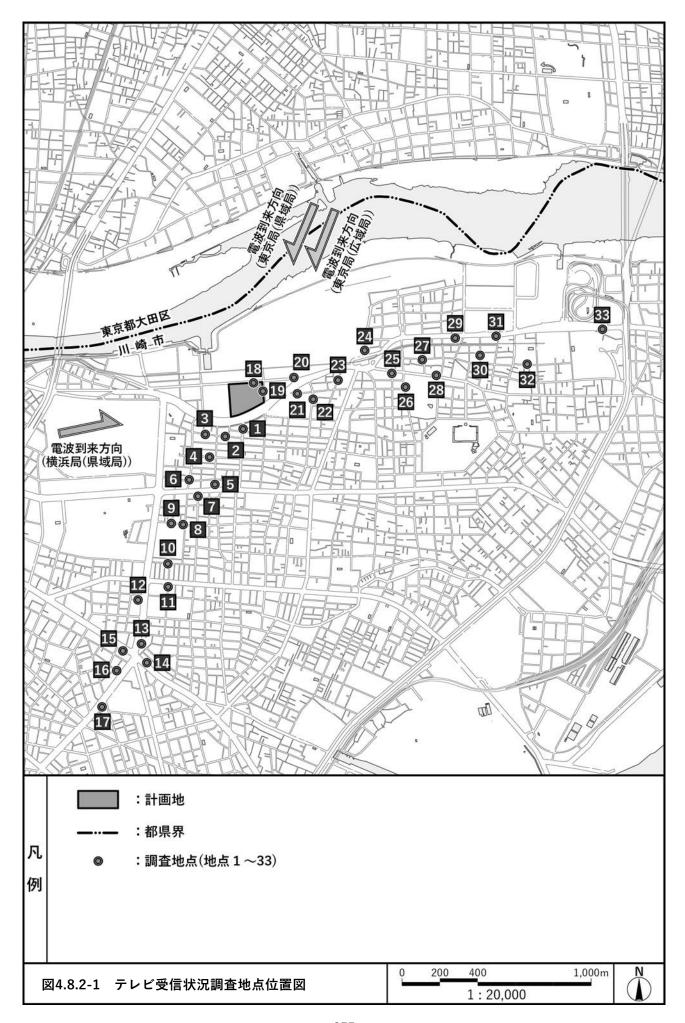
(イ) テレビ電波の送信の状況

東京局及び横浜局からの送信については、「全国テレビジョン、FM・ラジオ放送局一覧」 等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺地域のテレビ電波の送信の状況を把握 した。

衛星放送については、「衛星放送の現状〔令和6年度版〕」等の既存資料を収集・整理し、 テレビ電波の送信状況を把握した。

(ウ) 高層建築物及び住宅等の分布状況

「住宅地図」等の既存資料を収集・整理するとともに、現地踏査により、計画地及びその周辺地域の高層建築物及び住宅等の分布状況を把握した。



(エ) 地形、工作物の状況

「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺地域の地形、工作物の状況を把握した。

(オ) 関係法令等による基準等

以下に示す関係法令等の内容を整理した。

・地域環境管理計画(令和3年3月改定 川崎市)

工 調査結果

(ア)テレビ電波(地上波)の受信状況

a. テレビ受信画像・品質の状況

テレビ受信画質の状況の調査結果は、表4.8.2-2(1)に示すとおりである。

東京局の広域局の画像評価は、17地点(7放送局/地点=119放送局)中、すべての放送局で「○(正常に受信)」であった。東京局の県域局の画像評価は、17地点(1放送局/地点)中、すべての地点で「○」であった。

横浜局(テレビ神奈川)の画像評価は、16地点(1放送局/地点)中、すべての地点で「〇」であった。

テレビ受信画像の状況の詳細は、資料編(p.資-226~230 参照)に示すとおりである。

	東京局								横浜局			
評価	評価 広域局						広域局 県域局					
	NHK 総合	NHK 教育	日本 テレビ	TBS テレビ	フジ テレビ	テレビ 朝日	テレビ 東京	MX テレビ	テレビ 神奈川			
0	17	17	17	17	17	17	17	17	16	152		
\triangle	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	17	17	17	17	17	17	17	17	16	152		

表4.8.2-2(1) テレビ受信画像の状況の調査結果

テレビ受信品質の状況の調査結果は、表4.8.2-2(2)に示すとおりである。

東京局の広域局の品質評価は、「A(きわめて良好)」が100放送局、「B(良好)」が16放送局、「C(おおむね良好)」が2放送局、「D(不良)」が1放送局であり、「E(受信不能)」の放送局はなかった。東京局の県域局の品質評価は、「A」が12放送局、「B」が3放送局、「C」が1放送局、「D」が1放送局であり、「E」の放送局はなかった。

横浜局(テレビ神奈川)の品質評価は、「A」が8放送局、「B」が4放送局、「C」が4放送局であり、「D」及び「E」の放送局はなかった。

テレビ受信品質の状況の詳細は、資料編(p.資-226~230 参照)に示すとおりである。

注) 画像評価の評価基準は、表4.8.2-1(1)に示すとおりである。

表4.8.2-2(2) テレビ受信品質の状況の調査結果

		東京局								
評価		広域局							県域局	合 計
	NHK 総合	NHK 教育	日本 テレビ	TBS テレビ	フジ テレビ	テレビ 朝日	テレビ 東京	MX テレビ	テレビ 神奈川	
A	16	13	13	15	15	14	14	12	8	120
В	1	3	4	2	2	2	2	3	4	23
С	0	1	0	0	0	0	1	1	4	7
D	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
Е	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	17	17	17	17	17	17	17	17	16	152

注) 品質評価の評価基準は、表4.8.2-1(2)に示すとおりである。

b. テレビ電波の強度の状況

テレビ電波の強度の状況の調査結果は、表4.8.2-3に示すとおりである。

東京局の広域局については、良好とされる $50dB(\mu V)$ 以上のテレビ電波の強度は、17地点(7放送局/地点=119放送局)中 $108放送局、<math>50dB(\mu V)$ 未満が11放送局であった。

東京局の県域局については、良好とされる $50dB(\mu V)$ 以上のテレビ電波の強度は、17地点(1放送局/地点)中 $3放送局、<math>50dB(\mu V)$ 未満が14放送局であった。

横浜局(テレビ神奈川)については、良好とされる50dB(μ V)以上のテレビ電波の強度は、16地点(1放送局/地点)中2放送局、50dB(μ V)未満が14放送局であった。

テレビ電波の強度の状況の詳細は、資料編(p.資-226~230 参照)に示すとおりである。

表4.8.2-3 テレビ電波の強度の状況の調査結果

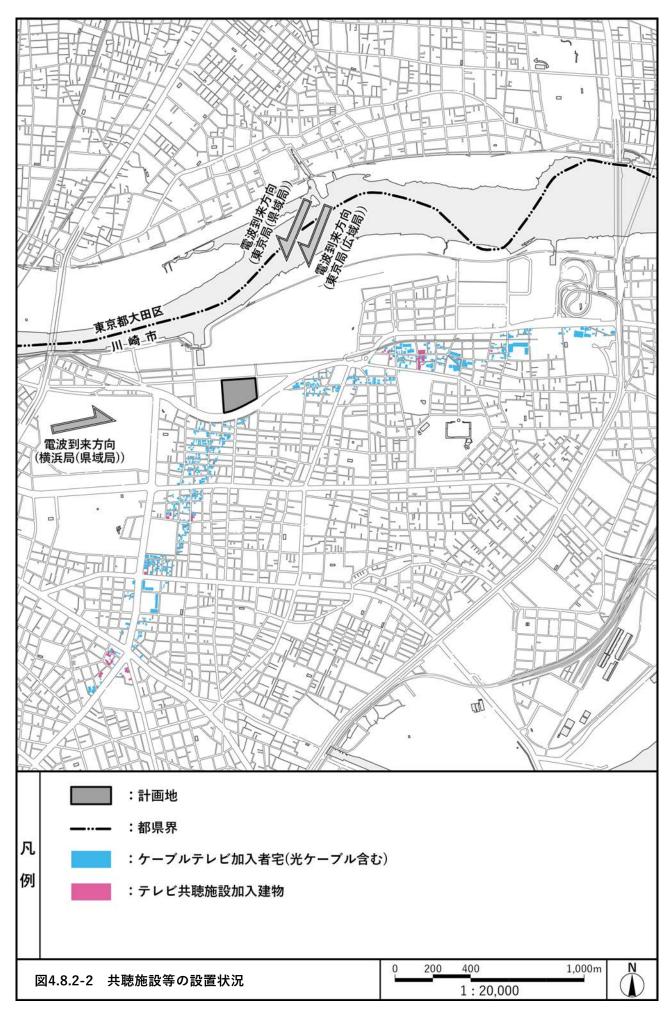
		東京局								
評価	広域局							県域局	県域局	合 計
	NHK 総合	NHK 教育	日本 テレビ	TBS テレビ	フジ テレビ	テレビ 朝日	テレビ 東京	MX テレビ	テレビ 神奈川	
50dB(μV) 以上	17	13	14	15	15	17	17	3	2	113
50dB(μV) 未満	0	4	3	2	2	0	0	14	14	39
合計	17	17	17	17	17	17	17	17	16	152

注) 電波強度の状況(受信レベル)は、一般に50dB(μV)以上であれば良好とされている。

c. 共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態

共聴設備等の設置状況は、図4.8.2-2に示すとおりである。

調査地域においては、一部で既に共聴施設の設置やケーブルテレビ加入等のテレビ受信 障害の対策が実施されていた。



(イ) テレビ電波の送信の状況

a. 地上波(地上デジタル放送)

地上デジタル放送の送信状況は表4.8.2-4に、計画地と地上デジタル放送送信局の位置関係は図4.8.2-3に示すとおりである。

送信局	1		Ch	局 名	周波数 (MHz)	送信 海抜高 (m)	送信 出力 (kW)
		広域局 UHF 22 東京放送(TBS) 524~53 23 テレビ東京 530~53 24 テレビ朝日 536~54 25 日本テレビ 542~54 26 NHK教育テレビ 548~55 27 NHK総合テレビ 554~56	21	フジテレビ	518~524	604	
			22	東京放送(TBS)	524~530	584	
	÷		23	テレビ東京	530~536	594	
東京局	域以		536~542	394	10		
(東京スカイツリー)	印		542~548	604			
			26	NHK教育テレビ	548~554	614	
			27	NHK総合テレビ	554~560	614	
			16	東京メトロポリタン	488~494	566	3
横浜局(三ツ池公園)	域局		18	テレビ神奈川	500~506	190.5	1

表4.8.2-4 地上デジタル放送の送信状況

出典:「全国テレビジョン、FM・ラジオ放送局一覧」

(日本放送協会・(一社)日本民間放送連盟監修・NHKテクノロジーズ編集)

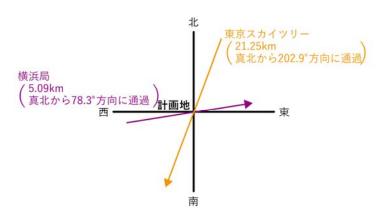


図4.8.2-3 計画地と地上デジタル放送送信局の位置関係

b.衛星放送

衛星放送の送信状況は表4.8.2-5に、計画地と放送衛星の位置関係は図4.8.2-4に示すとおりである。

表4.8.2-5 衛星放送の送信状況

区分	\	放送局名	Ch	周波数 (GHz)	衛星名称	軌道 位置
		BS朝日、BS-TBS、BSテレ東 WOWOWプライム	1 3	11.72748 11.76584		
		WOWOWライブ、WOWOWシネマ	5	11.80420		
		BS朝日4K、BSテレ東4K、 BS日テレ4K	7	11.84256		
		BS11、スターチャンネル1、 BS12トゥエルビ	9	11.88092		
		放送大学、BS釣りビジョン	11	11.91928		
		BS日テレ、BSフジ、BSアニマックス	13	11.95764	BSAT-3a	
BS放送	BS	NHK BS、スターチャンネル2、 スターチャンネル3	15	11.99600	.99600 BSAT-3b BSAT-3c	
•		NHK BSプレミアム4 K、 BS-TBS4 K、BSフジ4 K	17	12.03436	/JCSAT- 110R	東経
CS110° 放送		19 12.07272		BSAT-4a BSAT-4b	110度	
		WOWOWプラス、 BS日本映画専門チャンネル、 グリーンチャンネル	21	12.11108		
		ディズニー・チャンネル、 BS Japanext、よしもとチャンネル、 BS松竹東急	23 12.14944			
		ショップチャンネル4K、4K QVC	8	11.86174]	
		WOWOW 4 K	12	11.93846		
		NHK BS 8 K	14	11.97682		
		スカパー!	ND2~	12.291	JCSAT-	
			ND24	~12.731	110A	
JCSAT-3	CS	スカパー!(プレミアムサービス)	JD2∼ JD16	12.523 ~ 12.733	JCSAT-3A	東経 128度
JCSAT-4		スカパー!(プレミアムサービス)	JD5∼ JD16	12.568 ~ 12.733	JCSAT-4B	東経 124度

注) トラポン番号とは、放送衛星に搭載する電波中継器(トランスポンダ)の番号をいい、周波数ごとに割り当てられている。

出典:「衛星放送の現状〔令和6年度版〕」(令和6年4月 総務省)

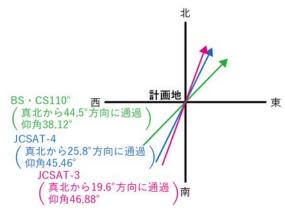


図4.8.2-4 計画地と放送衛星の位置関係

(ウ) 高層建築物及び住宅等の分布状況

高層建築物及び住宅等の分布状況は、「4.8.1 日照阻害 (1) エ (ウ)既存建築物の状況」 (p.365 参照)に示したとおりである。

(エ) 地形、工作物の状況

地形の状況は「第2章 1 (2) 地象の状況」(p.56 参照)に示したとおりである。 計画地及びその周辺地域は、標高約1.5~3.4mの平坦な地形である。また、テレビ電波の 受信状況に影響を及ぼす可能性のある工作物としては、「(ウ) 高層建築物及び住宅等の分布 状況」に示した高層建築物がある。

(オ) 関係法令等による基準等

「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準(平野部)は、表4.8.2-6に示すとおりである。

表4.8.2-6 地域別環境保全水準(平野部)

環境影響評価項目の内容	地域別環境保全水準		
事 衛 棚 ・ 工 佐 棚 の 連 第 年 戸 似 ミ テュ ガ 西 長 戸 板 フ 駅 郷	良好な受像画質を維持すること。かつ、現		
建築物・工作物の建築等に伴うテレビ受信に係る影響	状を悪化させないこと。		

出典:「地域環境管理計画」(令和3年3月改定 川崎市)

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準(平野部)に基づき、「良好な受像画質を維持すること。かつ、現状を悪化させないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

予測項目は、表4.8.2-7に示すとおりである。

表4.8.2-7 予測項目

区分	予測項目
//L 177 H-F	ア 対象事業の供用により発生するテレビ受信障害(地上デジタル放送、衛星放
供用時	送)の程度及び範囲

ア 対象事業の供用により発生するテレビ受信障害(地上デジタル放送、衛星放送)の程度及び範囲

(ア) 予測方法等

a. 予測地域・予測地点

電波到来方向を勘案して対象事業の実施により、テレビ電波の遮へい障害及び反射障害 を及ぼすと推定される地域及びその周辺とした。

b. 予測時期

計画建物の工事完了後とした。

c. 予測条件・予測方法

① 予測条件

1)計画建物

計画建物の配置、形状及び高さについては、「第1章 4 (5) 建築計画等」 $(p.16\sim24$ 参照)に示したとおりとした。

2)テレビ電波の送信状況

地上デジタル放送の送信状況については表4.8.2-4(p.381 参照)に、衛星放送の送信状況については表4.8.2-5(p.382 参照)に示したとおりとした。

② 予測方法

地上デジタル放送については、「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送)」(平成 17年3月(社)日本CATV技術協会)等に基づき計算し、テレビ電波の受信状況の調査結 果に基づきテレビ受信障害が発生すると想定される範囲を求める方法とした。

衛星放送については、「建造物障害予測の手引き(改訂版)」(平成7年9月(社)日本 CATV技術協会)に示される方法に準拠して、遮へい障害距離及び見通し線からの許容隔 離距離を求める理論式を用いて予測する方法とした。

また、既存の共聴設備の状況等を踏まえて、テレビ受信障害の影響を受ける可能性が ある住居等の棟数について予測する方法とした。

(イ) 予測結果

a. 地上デジタル放送

計画建物による地上デジタル放送の受信障害予測範囲は、表4.8.2-8及び図4.8.2-5に示すとおりである。

東京局の広域局の遮へい障害予測範囲は、計画地の南南西方向に最大距離約20m、最大幅約20mであり、受信障害予測範囲に位置する棟数は4棟と予測する。このうち1棟がCATVに加入している。東京局の県域局の遮へい障害予測範囲は、計画地の南南西方向に最大距離約365m、最大幅約20mであり、受信障害予測範囲に位置する棟数は512棟と予測する。このうち9棟が共聴施設による対策、191棟がCATVに加入している。

横浜局の遮へい障害予測範囲は、計画地の東北東方向に最大距離約440m、最大幅約30mであり、受信障害予測範囲に位置する棟数は352棟と予測する。このうち40棟が共聴施設による対策、146棟がCATVに加入している。

また、予測計算の結果から、計画建物による反射障害は生じないと予測する。

_									
	区分			最大距離		受信	立置する棟数	汝(棟)	
ı			方向		最大幅	共聴	CATV	アンテナ	Λ ∌Ι.
						施設	加入 受信 合計		台 訂
	本之 日	広域局	南南西	約20m	約20m	0	1	3	4
	東京局	県域局	南南西	約365m	約20m	9	191	312	512
	横浜局	県域局	東北東	約440 m	約30m	40	146	166	352

表4.8.2-8 地上デジタル放送の受信障害予測範囲

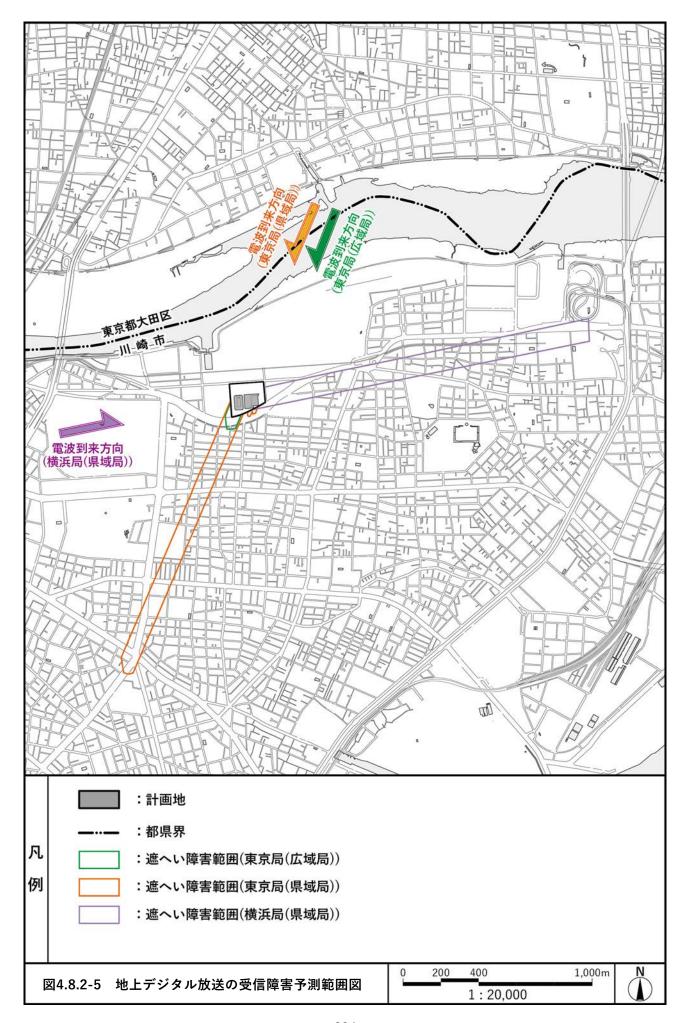
b.衛星放送

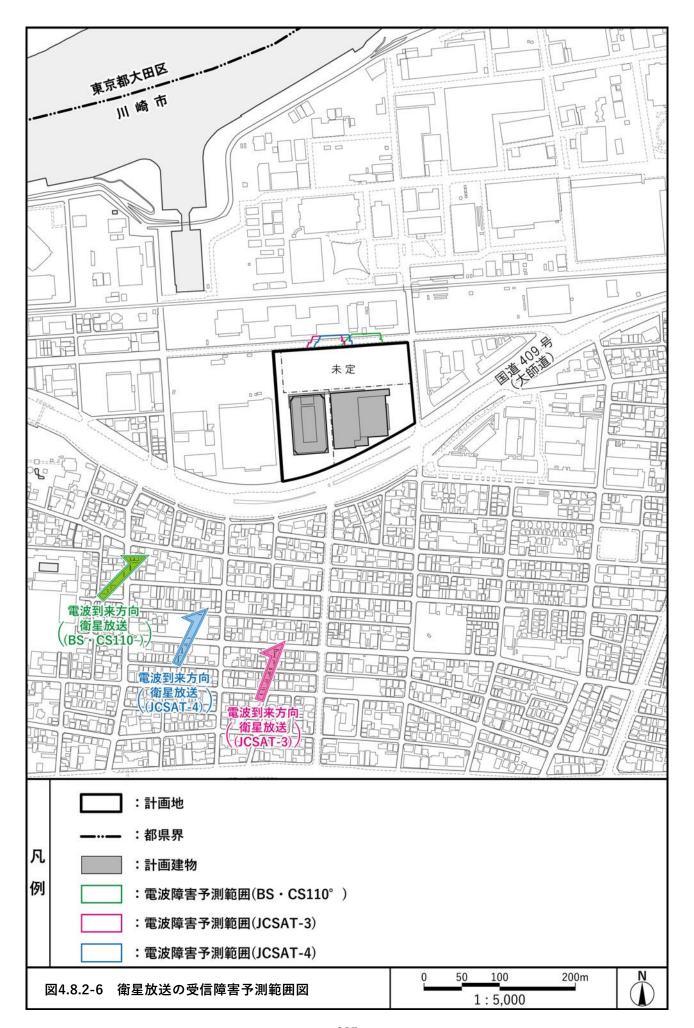
計画建物による衛星放送の受信障害予測範囲は、表4.8.2-9及び図4.8.2-6に示すとおりである。

衛星放送の遮へい障害予測範囲は、計画地の北方向に最大距離約15m、最大幅約50mであり、受信障害予測範囲に位置する棟は1棟と予測する。

区 分	方 向	最大距離	最大幅	受信障害範囲に 位置する棟数(棟)
BS·CS110° JCSAT-4 JCSAT-3	北	約15m	約50m	1

表4.8.2-9 衛星放送の受信障害予測範囲





(ウ) 環境保全のための措置

本事業では、計画建物による電波障害が計画地周辺の住環境に及ぼす影響の回避・低減の観点から、次のような措置を講じる。

- ・計画建物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じ て適切な障害対策を実施する。
- ・工事中は、クレーンの未使用時にブームを電波到来方向に向けるなどの適切な障害防止 対策を講じる。
- ・テレビ電波の受信障害について迅速かつ適切な対応を図るため、地上躯体工事前までに 相談窓口を設置する。
- ・受信障害が予測される範囲においては、今後、計画建物の地上躯体工事着手前に、障害が予測される範囲の受信形態、受信アンテナの位置や高さなど詳細な調査を実施し、専門家の見解を得て、概ね確実な受信障害が予見できる建物に関しては建設前に対策(アンテナの移動、交換、増幅器の設置、CATV等による対策など個々に応じた対策)の協議、対策を実施する。

(1) 評 価

計画建物による地上デジタル放送の遮へい障害予測範囲は、東京局の広域局は計画地の 南南西方向に最大距離約20m、東京局の県域局は計画地の南南西方向に最大距離約365m、 横浜局は計画地の東北東方向に最大距離約440mと予測する。なお、計画建物による反射障 害は生じないと予測する。また、受信障害予測範囲に位置する建物棟数は、東京局の広域 局は4棟、東京局の県域局は512棟、横浜局は352棟と予測する。

衛星放送の遮へい障害予測範囲は、計画地の北方向に最大距離約15mと予測する。また、 受信障害予測範囲に位置する建物棟数は1棟と予測する。

本事業の実施にあたっては、計画建物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な障害対策を実施する等の環境保全のための措置を講じる。

したがって、良好な受像画質を維持し、かつ、現状を悪化させないと評価する。

- 8 構造物の影響
 - 8.3 風害

8.3 風 害

計画地及びその周辺地域における地域の風の状況等を調査し、計画建物の出現が計画地周辺の風環境に及ぼす影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

計画地及びその周辺地域における地域の風の状況等を把握し、風環境への影響について 予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調 査を行った。

- (ア) 地域の風の状況
- (イ) 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況
- (ウ) 風害について考慮すべき周辺の建築物の状況
- (エ) 地形の状況
- (オ) 土地利用の状況
- (カ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

計画地及びその周辺地域とした。

ウ 調査方法等

(ア) 地域の風の状況

「大気環境測定データダウンロード」(川崎市)等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺地域の風の状況を把握した。調査地点は、川崎市の一般環境大気測定局である大師測定局(川崎区台町26-7:計画地の東側約1.3km、測定高さ地上16.0m)とし、平成23年4月から令和3年3月の10年間のデータを用いた。

(イ) 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況

「川崎区マップ」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺地域の風の影響に特に配慮すべき施設の状況を把握した。

(ウ) 風害について考慮すべき周辺の建築物の状況

「住宅地図」等の既存資料を収集・整理するとともに、現地踏査により、計画地及びその周辺地域の風害について考慮すべき周辺の建築物の状況を把握した。

(エ) 地形の状況

「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺地域の地形の状況を把握 した。

注) 大師測定局は、令和3年6月より、川崎区東門前2-1-1(計画地東側約1.3km、測定高さ地上19.2m)に移設された。

(オ) 土地利用の状況

「土地利用現況図(川崎区)」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺地域の 土地利用の状況を把握した。

(カ) 関係法令等による基準等

以下に示す関係法令等の内容を整理した。

・地域環境管理計画(令和3年3月改定 川崎市)

工 調査結果

(ア) 地域の風の状況

a. 風向出現頻度

大師測定局における平成23年度から令和2年度の10年間の年間の風向出現頻度は、図4.8.3-1に示すとおりである。平均風速1.0m/s以上では、北北西(15.1%)、北東(9.4%)、南南西(8.7%)の順であり、平均風速5.0m/s以上では、南南西(3.4%)、北北西(2.5%)、南(2.0%)の順となっている。

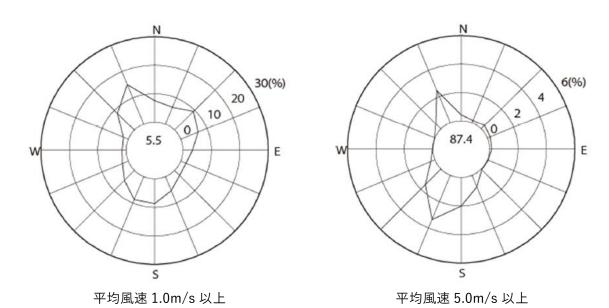


図4.8.3-1 年間の風向出現頻度(大師測定局:平成23年度~令和2年度)

注)円内の数値は、風速1.0m/s及び5.0m/s未満の頻度を表す。

b. 風速出現頻度

大師測定局における平成23年度から令和2年度の10年間の平均風速の出現頻度は図4.8.3-2に示すとおりである。年間、各季節とも平均風速2.0~2.9m/sの風の頻度が高く、風速5.0m/s以上の比較的強い風は、春季及び夏季に頻度が高い傾向にある。

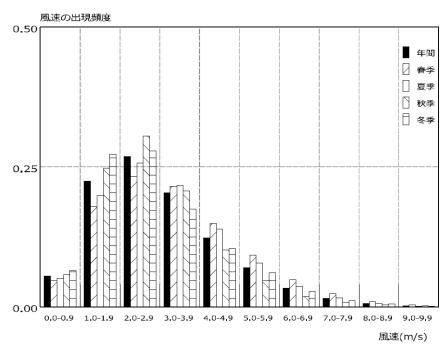


図4.8.3-2 風速出現頻度(大師測定局:平成23年度~令和2年度)

c. ワイブル係数

大師測定局におけるワイブル係数及び風向出現頻度は表4.8.3-1に示すとおりである。

								1 ' '
風向	NNE	NE	ENE	Е	ESE	SE	SSE	S
C i	2.8	3.0	3.1	3.2	3.0	3.0	3.7	4.2
K i	2.4	2.7	2.9	2.7	2.6	2.5	2.4	2.5
D_i	6.74	10.01	7.12	3.48	2.13	2.61	5.69	9.28

表4.8.3-1 大師測定局におけるワイブル係数C;、K;と風向出現頻度D;(%)

風向	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N
C _i	4.9	4.3	2.6	1.5	1.5	2.6	3.6	3.0
K i	2.2	1.8	1.3	1.5	1.6	1.9	2.0	2.2
D _i	9.30	5.34	2.31	1.42	1.74	8.83	16.04	7.96

注) 風向出現頻度は平均風速1.0m/s未満の風も含めた値である。

(イ) 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況

風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況は、「4.8.1 日照阻害 (1) エ (7)日照阻害の状況」($p.362\sim364$ 参照)に示したとおりである。

計画地周辺には、北側の一般市道港町9号線を隔てて、保育施設(キディ鈴木町・川崎保育園)がある。また、計画地の北東側約50mには京急大師線の鈴木町駅があり、南側の国道409号(大師道)を隔てて、4~10階建の住宅等が分布している。

(ウ) 風害について考慮すべき周辺の建築物の状況

風害について考慮すべき周辺の建築物の状況は、「4.8.1 日照阻害(1) エ (ウ)既存建築物の状況」(p.365 参照)に示したとおりである。

計画地内は地上4階建の既存建物(商業施設)が存在している。また、東側の一般市道港町7号線を隔てて15階建の住宅、南側の国道409号(大師道)を隔てて、15階建の住宅が分布している。

(エ) 地形の状況

地形の状況は「第2章 1 (2)地象の状況」(p.56 参照)に示したとおりである。 計画地及びその周辺地域は、標高約1.5~3.4mの平坦な地形である。

(オ) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「第2章 1 (6)土地利用状況」 $(p.61\sim66$ 参照)に示したとおりである。

計画地及び隣接地は工業地域に指定されており、さらにその周囲は第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域等に指定されている。なお、今後の都市計画手続きの中で、計画地の用途地域は近隣商業地域に変更される予定である。

また、現在は、計画地は商業系として利用されており、計画地周辺は住宅系、工業系等として利用されている。

(カ) 関係法令等による基準等

「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準(平野部)は、表4.8.3-2に示すとおりである。

表4.8.3-2 地域別環境保全水準(平野部)

環境影響評価項目の内容	地域別環境保全水準
建築物・工作物の建築等が周辺環境に及ぼす風環境の	生活環境の保全に支障のないこと。
変化による影響	生品環境の保主に文庫のないこと。

出典:「地域環境管理計画」(令和3年3月改定 川崎市)

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準(平野部)に基づき、「生活 環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

予測項目は、表4.8.3-3に示すとおりである。

表4.8.3-3 予測項目

区 分	予測項目
	ア 大規模建築物の出現による風環境への影響
供用時	・風向、風速が変化する地域の範囲及び変化の程度
	・年間における出現頻度

ア 大規模建築物の出現による風環境への影響

(ア) 予測方法等

a. 予測地域・予測地点

風の状況に変化を及ぼすと想定される地域とし、図4.8.3-3に示すとおり、計画地敷地境界から計画建物の最高建物高さの約2倍(約180m)を包括する範囲とした。

予測地点は、不特定多数の人の利用度が高い地点、風の影響に配慮すべき施設等を勘案 して設定した。

b. 予測時期

計画建物の建設による影響の検討及び防風対策の効果を検討するため、工事着手前、計画建物の建設後(以下「建設後」という。)、防風対策を考慮した計画建物の建設後(以下「対策後」という。)の時点とした。

c. 予測条件・予測方法

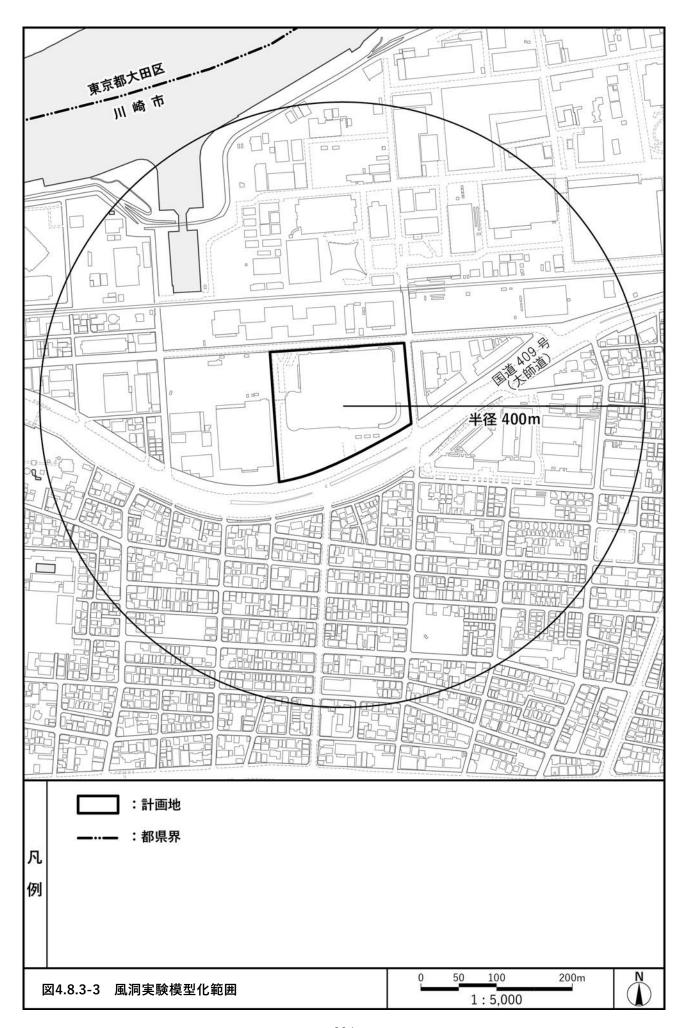
① 予測条件

1)計画建物

計画建物の配置、形状及び高さについては、「第1章 4 (5)建築計画等」(p.16~24 参照)に示したとおりとした。なお、計画建物の形状については、風の影響の低減に配慮するため、B地区の住宅棟の三層以上は隅切り形状とし、建設後及び対策後の風洞模型に反映した。

2)防風対策

工事着手前及び建設後の風洞実験結果に基づき検討した防風対策(対策後の風洞模型に反映した対策)の状況は、図4.8.3-4に示すとおりである。





② 予測方法

1) 予測手法

予測手順は図4.8.3-5に示すとおり、工事着手前、建設後及び対策後の3ケースについて、風洞実験による方法で予測した。予測地点の風向及び風速を測定し、風速比(基準点の風速に対する予測地点の風速の割合)及び風速の累積頻度を算出して風環境評価指標と対比することにより、予測時期における風環境及び工事着手前からの変化の程度について把握する方法とした。

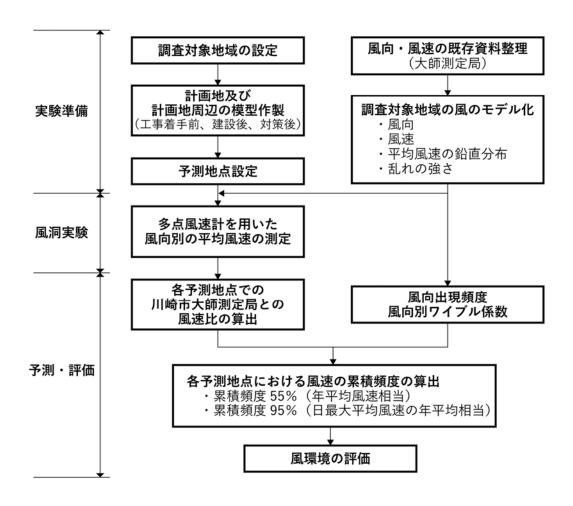


図4.8.3-5 風環境評価予測のフロー

2)使用風洞

実験に使用した風洞は、株式会社風工学研究所所有の境界層風洞とし、図4.8.3-6に示すとおりである。

風洞の断面は幅3.1m、高さ2.0m、境界層風路は長さ16mである。

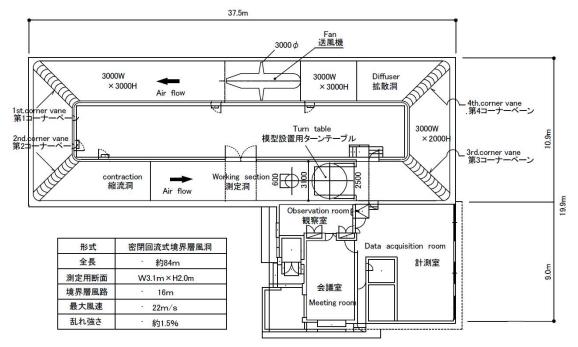


図4.8.3-6 境界層風洞

3)実験模型

風洞実験模型化範囲は図4.8.3-3に示したとおり、計画地敷地境界から計画建物の最高建物高さの約2倍(約180m)を包括する範囲とし、計画地を中心とした半径約400mの範囲にある建物を縮尺1/400で作成した。なお、上記の範囲外においても大規模な建物は再現した。

風洞実験施設・模型の状況は、写真4.8.3-1に示すとおりである。また、防風植栽の反映状況は、図4.8.3-4に示したとおりである。



写真4.8.3-1 風洞実験施設・模型の状況 (建設後)

4)実験気流

計画地周辺の気流性状は、周辺の市街地の状況、ならびに北側には多摩川が東から西の方向へ流下しているが、対岸は東京都の市街地が広がっている状況から、表4.8.3-4に示す地表面粗度区分IIIに相当すると考えられる。風洞内気流は写真4.8.3-1に示したとおり、測定部の床にラフネスブロック、スパイヤー等を適正に配置し、条件に整合した気流を再現した。

風洞内気流の平均風速及び乱れの強さの鉛直分布は図4.8.3-7に示すとおり、想定した 地表面粗度区分III(べき指数 $\alpha=0.20$ 、上空風高度 $Z_G=450$ m)の分布と対応している。

地表面 べき指数 上空風高度 周辺地域の地表面の状況 粗度区分 Z_{G} α 海上のようなほとんど障害物のない平坦地 0.10 250 m I 田園地帯や草原のような、農作物程度の障害物がある II 0.15 350 m 平坦地、樹木・低層建築物などが散在している平坦地 樹木・低層建築物が密集する地域、あるいは中層建築 0.20 Ш 450m 物(4~9階)が散在している地域 IV 中層建築物(4~9階)が主となる市街地 0.27 550 m V 高層建築物(10 階以上)が密集する市街地 0.35 650 m

表4.8.3-4 地表面粗度区分

出典:「建築物荷重指針・同解説(2015)」(平成27年2月 日本建築学会)

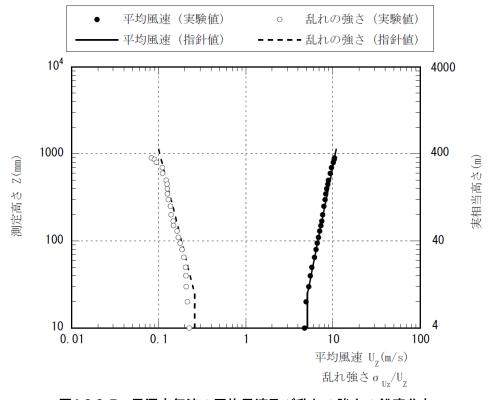


図4.8.3-7 風洞内気流の平均風速及び乱れの強さの鉛直分布

5)実験風向及び測定方法

実験風向は16方位とし、風速測定は多点風速計を用いて行い、各測定点(模型上 5 mm: 地上 2 m相当注)に設置した風速計から平均風速を求めた。

また、主風向である南南西及び北北西の風向時においては、発泡スチロール製の小旗 を用いて目視観測及び写真撮影により、風向を把握した。

6)測定点

図4.8.3-8(1)~(2)に示すとおり、工事着手前については113地点、建設後及び対策後については145地点とした。

7)計算方法

風速比は、大師測定局における観測高さ(16.0m)相当の風速に対する各測定点の風速 割合であり、次式により求めた。

$$R_{ii} = U_{ii}/U_{ref}$$

R_{ji} :測定点jの風向iの風速比

U_{ii} :測定点jの風向iの平均風速

U_{ref} :大師測定局の平均風速

風速の累積頻度は、各測定点での風速比が大師測定局での風速に関わらず、実験から 求められた値になるという前提条件から、次式により求めた。

$$F_j(\leq U) = \sum_{i=1}^{16} D_i \left[1 - exp \left\{ -\left(\frac{U}{R_{ji}C_i}\right)^{K_i} \right\} \right]$$

Fi(≤U) :測定点jでの風速の累積頻度

D_i :風向 i の風速出現頻度

C; K; : 風向iにおけるワイブル係数

R_{ii} : 予測地点 j における風向 i 時の風速比

注)「風環境の風洞実験」(平成21年 日本風工学会誌、Vol.34 No.1(No.118)、中村修)によれば、一般的な市街地での家屋は2階建て以上が一般的で、最低でも高さ6~7 m以上の高さがあり、それ以下の高さの風速の変化は少ないとされている。また、建築基準法施行令では、5 m以下の高さの風速を同じとしている。このことから、本風洞実験においては地上2 m相当を予測しているが、風環境評価に用いた風工学研究所による風環境評価指標(地上5 m)を適用する。

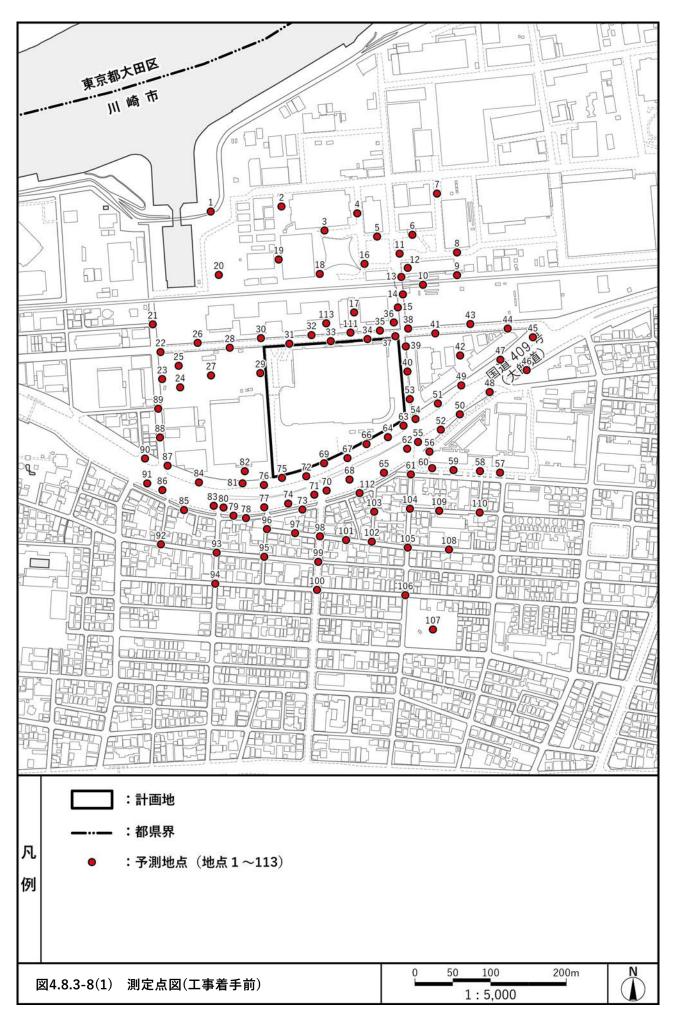
8) 風環境評価

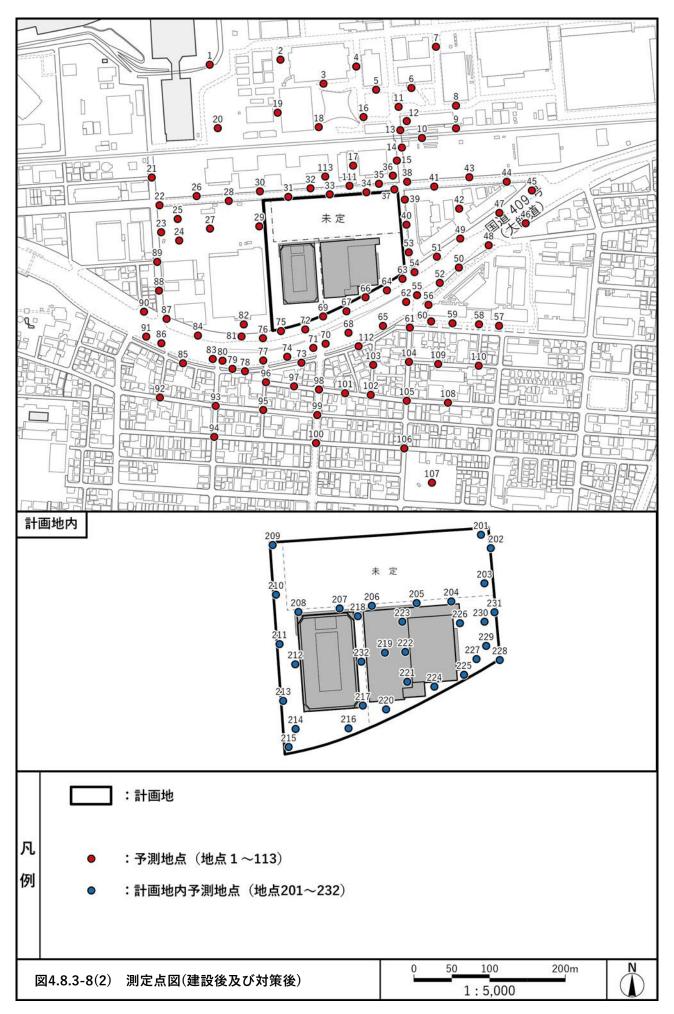
風洞実験結果の評価は、表4.8.3-5に示す風工学研究所における風環境評価指標を用いて、累積頻度55%及び95%の風速に基づき、風環境の状況を領域A~領域Dに分類する方法によった。

表4.8.3-5 風環境評価指標

区分	評価基準	累積頻度55%の風速 (年間平均値相当)	累積頻度95%の風速 (日最大平均風速の 年平均相当)
領域 A	住宅地相当 住宅地としての風環境、または比較的 穏やかな風環境が必要な場所	≦1.2m/s	≦2.9 m/s
領域 B	低中層市街地相当 住宅地・市街地としての風環境、一般的 風環境	≦1.8 m/s	≤4.3 m/s
領域C	中高層市街地相当 事務所街としての風環境、または比較 的強い風が吹いても我慢できる場所	≤2.3 m/s	≦5.6 m/s
領域D	強風地域相当 超高層建物の足元でみられる風環境、 一般には好ましくない風環境	>2.3m/s	>5.6 m/s

出典:「ビル風の基礎知識」(平成17年12月 風工学研究所 編著)





(イ) 予測結果

a. 風向、風速が変化する地域の範囲及び変化の程度

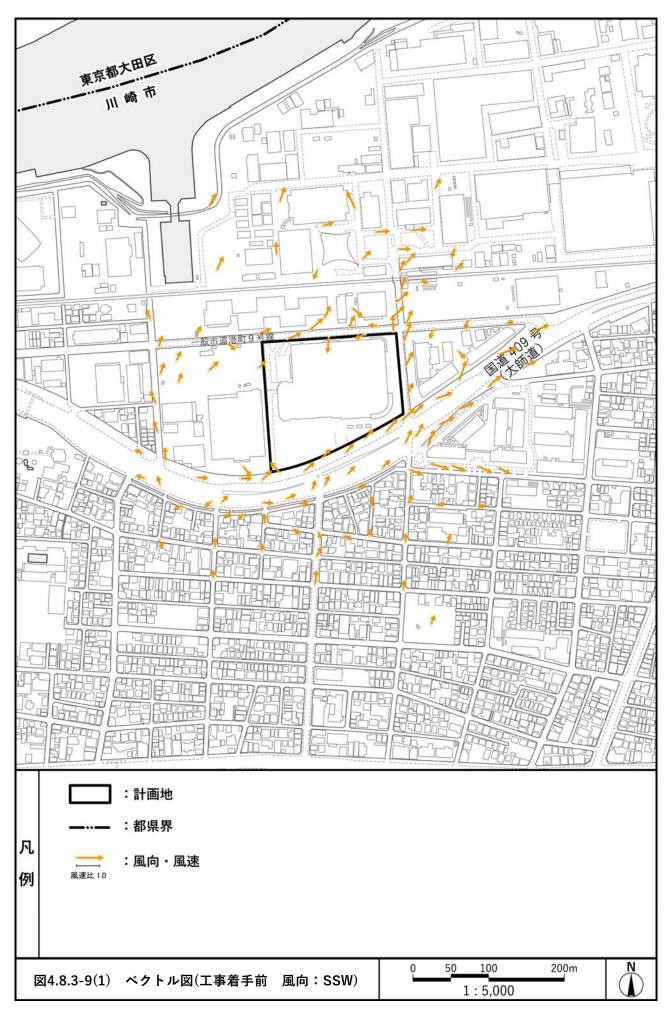
計画地周辺の主風向である南南西(SSW)及び北北西(NNW)の工事着手前、建設後及び対策後の風向風速比ベクトル図は、図4.8.3-9(1)~(3)及び図4.8.3-10(1)~(3)に示すとおりである。

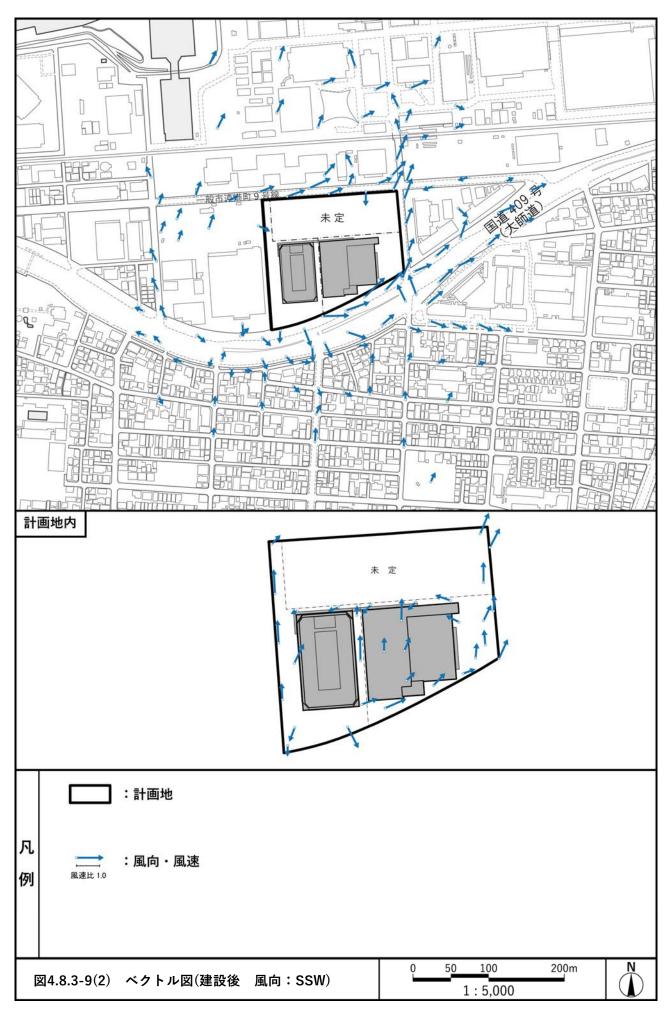
なお、各ケースにおける予測地点ごとの風速比は、資料編(p.資-231~238 参照)に示すとおりである。

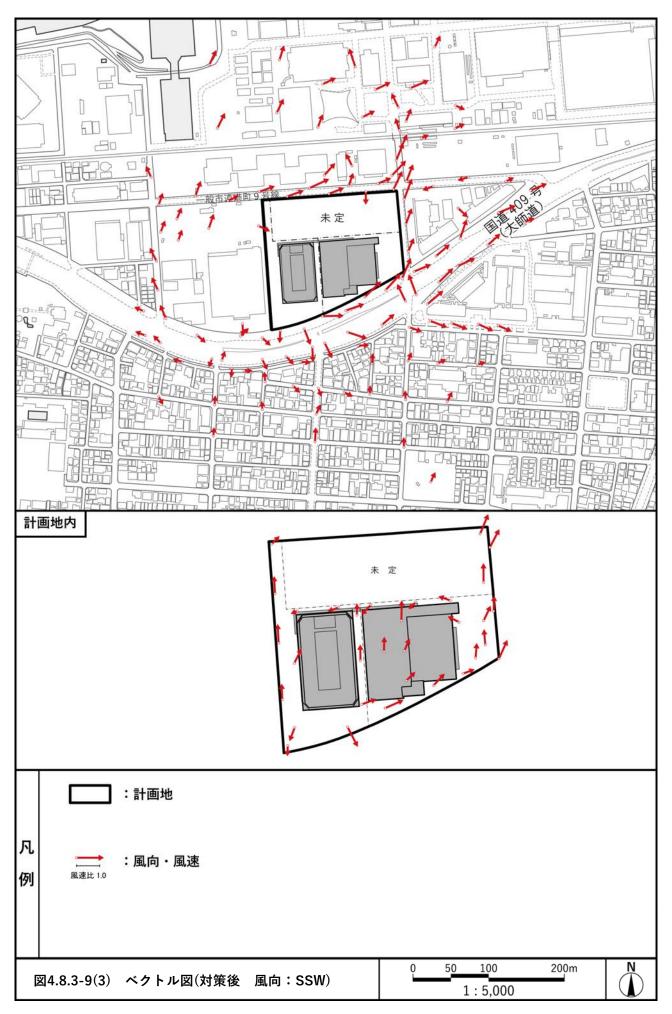
計画地周辺は、大きさや高さ、形状が様々な建築物が立地する地域であり、風環境にとっては複雑な様相を呈し、地上付近の風向は様々な方向を示しており、道路空間や建物周辺の開けた空間方向に向いている地点が多い状況にある。

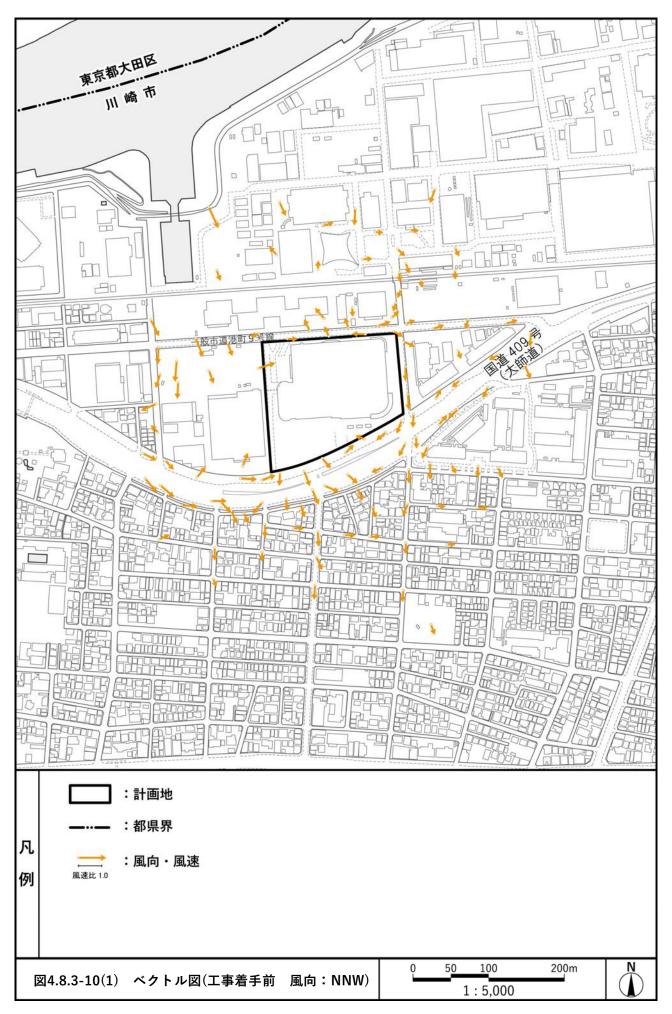
工事着手前から建設後の変化は、計画建物の周辺や計画地南側の国道409号(大師道)沿いや計画地北側の一般市道港町9号線沿いでは風向、風速が変化すると予測する。

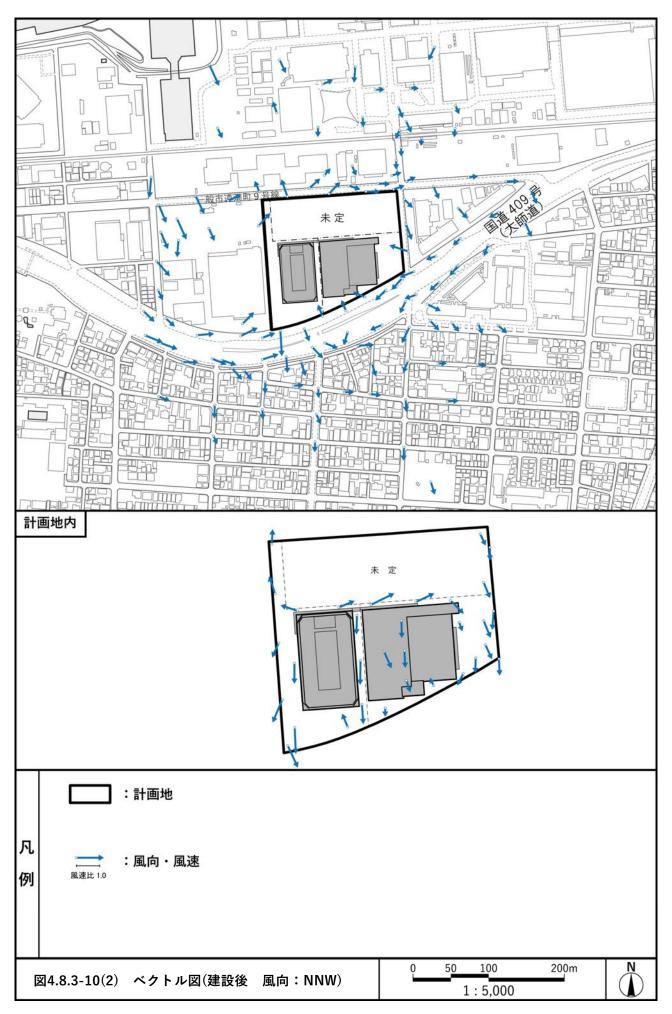
建設後から対策後の変化は、風向に変化はないが、防風対策により風速が低減すると予測する。

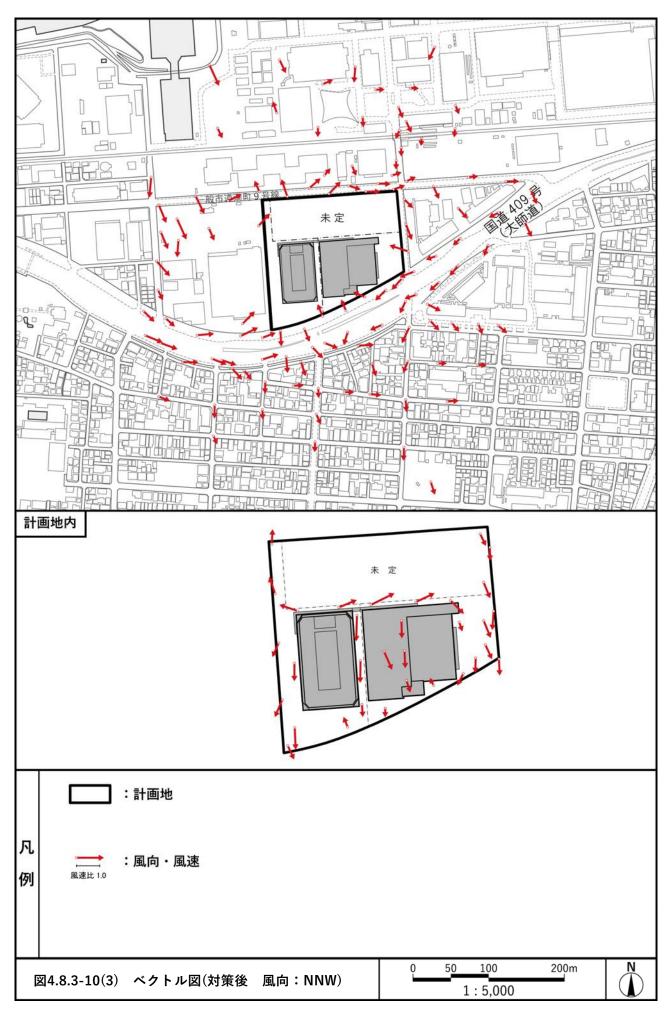












b.年間における風速の出現頻度

工事着手前、建設後及び対策後の風環境評価は表4.8.3-5及び図4.8.3-11(1)~(3)に示すとおりである。

なお、各ケース(予測時期)における予測地点ごとの累積頻度による風環境区分の変化は、 資料編(p.資-239~242 参照)に示すとおりである。

① 工事着手前

工事着手前の計画地周辺地域の風環境は、領域A(住宅地相当)あるいは領域B(低中層市街地相当)である。大規模店舗や高層住宅周辺などが領域B(低中層市街地相当)、国道409号(大師道)の南側の住宅街は領域A及び領域Bである。

2 建設後

計画建物の建設後の風環境は、計画地南側に面する国道409号(大師道)沿いの地点(63,64,66,67,69,72,75)では、新たに領域C(中高層市街地相当)へ変化する地点がある。

その他の地点では、領域Aが領域Bへ、領域Bが領域Aへ変化する地点があるが概ね変化はなく、国道409号(大師道)の南側の住宅街においては領域Aとなり、工事着手前と同程度の風環境であると予測する。

計画地内は、B地区内の西側、南側、東側の地点(210,211,212,213,214,216,217,232)において、領域Cの地点が出現すると予測する。

③ 対策後

防風効果のある樹木を配置した対策後は、建設後に出現した計画地周辺及び計画地内の領域 C は領域 B に変化すると予測する。その他の地点では変化はないと予測する。

区	分	工事着手前	建設後	対策後
	領域A	74 地点	55 地点	55 地点
計画地外	領域B	39 地点	51 地点	58 地点
(113 地点)	領域C	0 地点	7 地点	0 地点
	領域D	0 地点	0 地点	0 地点
	領域A	_	4 地点	4 地点
計画地内	領域B	_	20 地点	28 地点
(32 地点)	領域C	_	8 地点	0 地点
	領域D	_	0 地点	0 地点

表4.8.3-5 風環境区分の状況

(ウ) 環境保全のための措置

本事業では、計画建物の出現が計画地周辺の風環境に及ぼす影響の回避・低減の観点から、次のような措置を講じる。

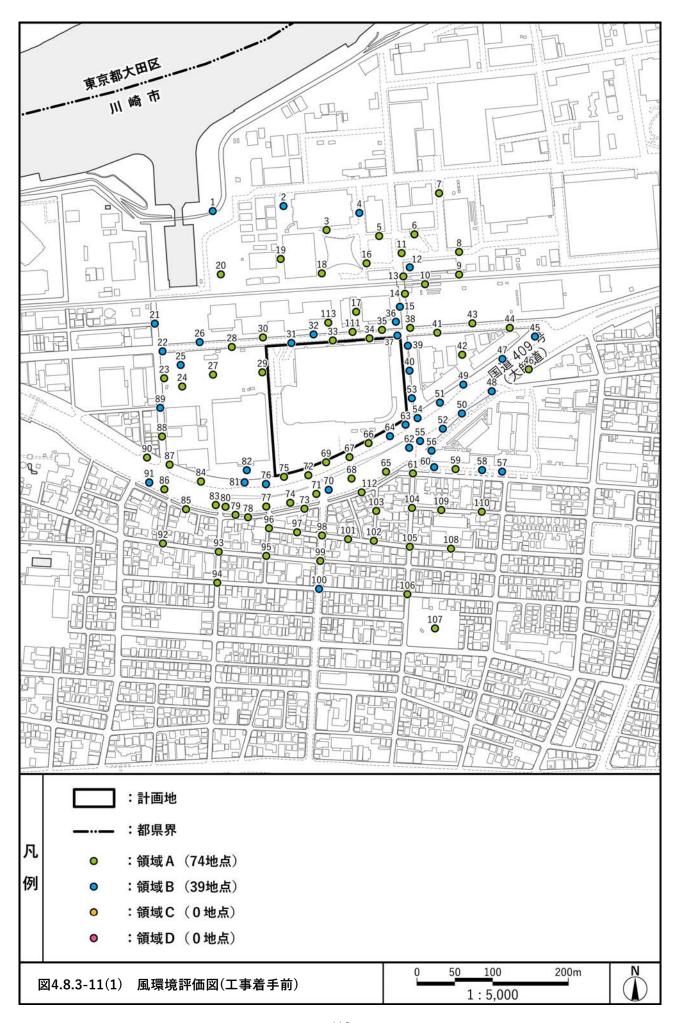
- ・防風対策として、国道409号(大師道)沿いのほか、B地区内に高さ6m以上の常緑樹を植栽する。また、防風対策として植栽する常緑樹のほかにも植栽を行う。
- ・防風植栽の効果が確保されるよう、適正な維持管理を行う。

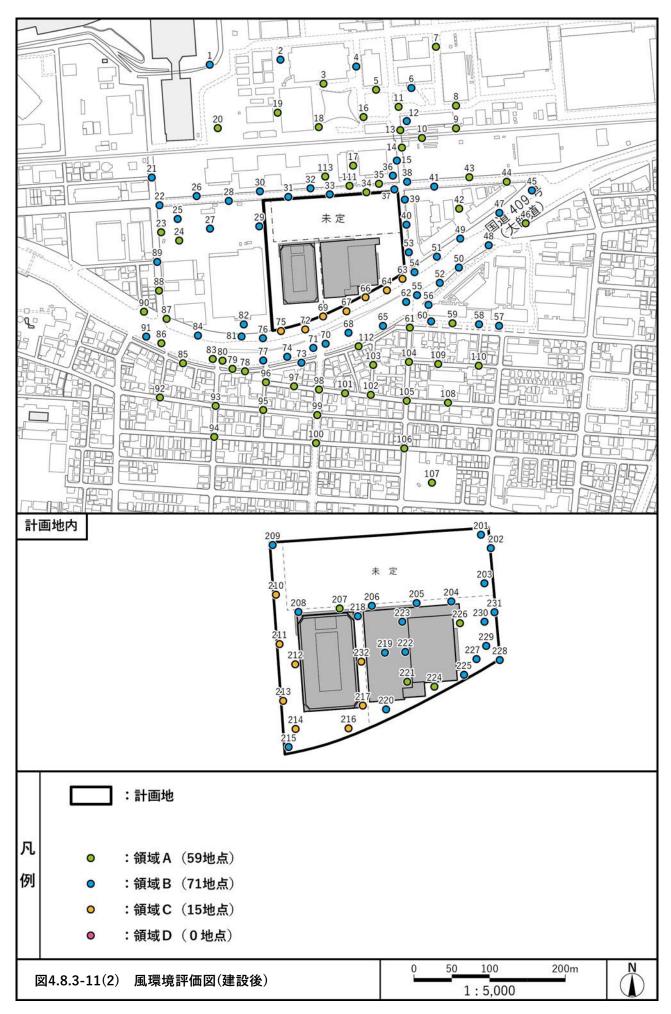
(1) 評 価

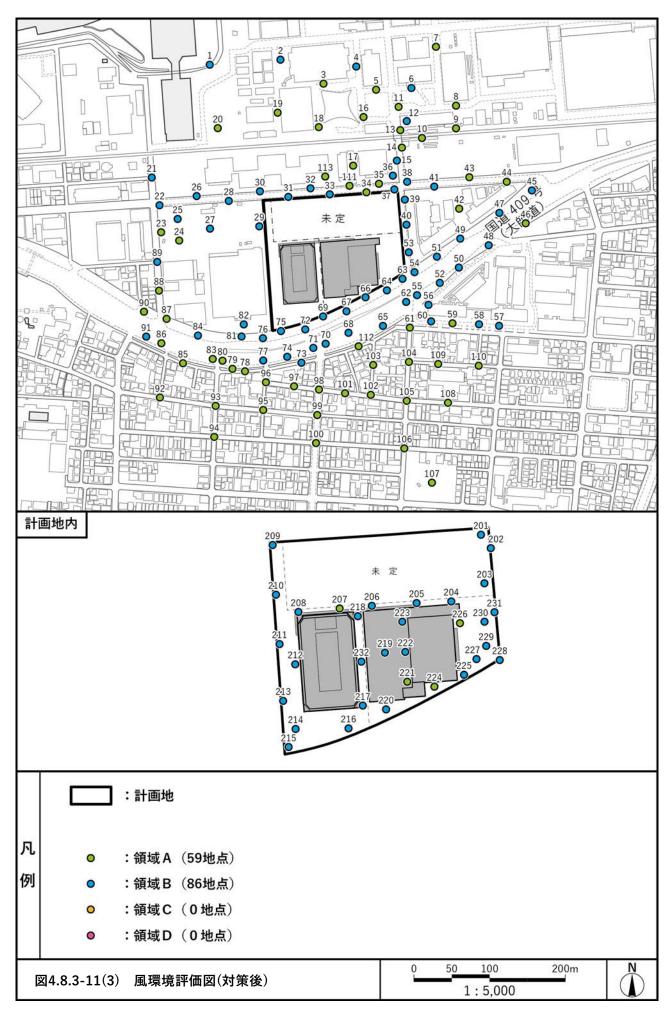
計画建物の出現により計画地周辺の風環境に変化はあるが、防風対策を講じる対策後においては、建設後に計画建物近傍に新たに出現する領域Cの地点は領域Bに変化し、全体として領域A及びBになると予測する。

本事業の実施にあたっては、防風対策として、常緑樹を適所に植栽し、防風植栽の効果が確保されるよう適正な維持管理等の環境保全のための措置を講じる。

したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。







- 9 コミュニティ施設
- 9.1 コミュニティ施設

9 コミュニティ施設

9.1 コミュニティ施設

計画地及びその周辺地域のコミュニティ施設の状況等を調査し、本事業に伴う人口の増加が周辺のコミュニティ施設(義務教育施設、集会施設、公園等)に及ぼす影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

計画地及びその周辺地域のコミュニティ施設の状況等を把握し、本事業に伴う人口の増加が周辺のコミュニティ施設に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査を行った。

- (ア) コミュニティ施設の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) コミュニティ施設に係る計画等
- (エ) 関連法令等による基準等

イ 調査地域

(ア) コミュニティ施設の状況

義務教育施設については、計画地が属する小学校及び中学校の通学区域の範囲とした。 集会施設、公園等については、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺地域とした。

(ウ) コミュニティ施設に係る計画等

計画地及びその周辺地域とした。

(エ) 関連法令等による基準等

以下に示す関係法令等の内容を整理した。

·地域環境管理計画(令和3年3月改定 川崎市)

ウ 調査方法

(ア) コミュニティ施設の状況

義務教育施設(主に公立の小学校及び中学校)については、「川崎区マップ」、「年刊教育調査統計資料」、川崎市教育委員会資料等の既存資料の収集・整理により把握した。集会施設については「川崎区マップ」等、公園等については「川崎の公園」等の既存資料の収集・整理及び現地踏査により把握した。

(イ) 土地利用の状況

「地形図」、「土地利用現況図(川崎区)」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺地域の土地利用の状況を把握した。

(ウ) コミュニティ施設に係る計画等

川崎市資料等を収集・整理し、計画地及びその周辺地域のコミュニティ施設に係る計画 を把握した。

(エ) 関係法令等による基準等

「地域環境管理計画」(令和3年3月改定 川崎市)の内容を整理した。

工 調査結果

(ア) コミュニティ施設の状況

a. 義務教育施設

① 位置及び学校区

計画地は、図4.9-1に示すとおり、小学校は旭町小学校区に、中学校は富士見中学校区に属している。

② 児童・生徒数の現状と推移

令和6年度における旭町小学校及び富士見中学校の児童及び生徒数は、表4.9-1(1)に示すとおりである。旭町小学校、富士見中学校とも保有普通教室数は学級数を上回っている。

また、令和元年度から令和5年度までの児童数・生徒数等の推移は、表4.9-1(2)に示すとおりである。旭町小学校では増加傾向に、富士見中学校では減少傾向にある。

	我中.5 1(1)	10-1-1-1	人人し 田	エルーー	IX WOOD IX	TO HELL	152)	
	学年項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合 計
旭町	児童数(人)	104(6)	99(4)	109(5)	126(4)	111(3)	97(4)	646(26)
	普通学級数(クラス)	3	3	3	4	4	3	20
小学校	普通学級 平均クラス人員(人)	32.7	31.7	34.7	30.5	27.0	31.0	31.0
	保有普通教室数			•	21		•	

表4.9-1(1) 旭町小学校及び富士見中学校の現状(令和6年度)

	学年項目	1年	2年	3年	合 計	
富士	生徒数(人)	208(12)	212(5)	234(10)	654(27)	
見中	普通学級数(クラス)	5	6	6	17	
富士見中学校	普通学級 平均クラス人員(人)	39.2	34.5	37.3	36.9	
	保有普通教室数	24				

注1)児童・生徒数及び学級数は、令和6年5月1日現在。

注2)()内は特別支援学級児童数・生徒数について内数で示す。

注3)保有教室数は、川崎市教育委員会へのヒアリングによる。(令和6年5月)。

出典:「令和6年度市立学校統計調查速報」(令和6年5月 川崎市教育委員会事務局)

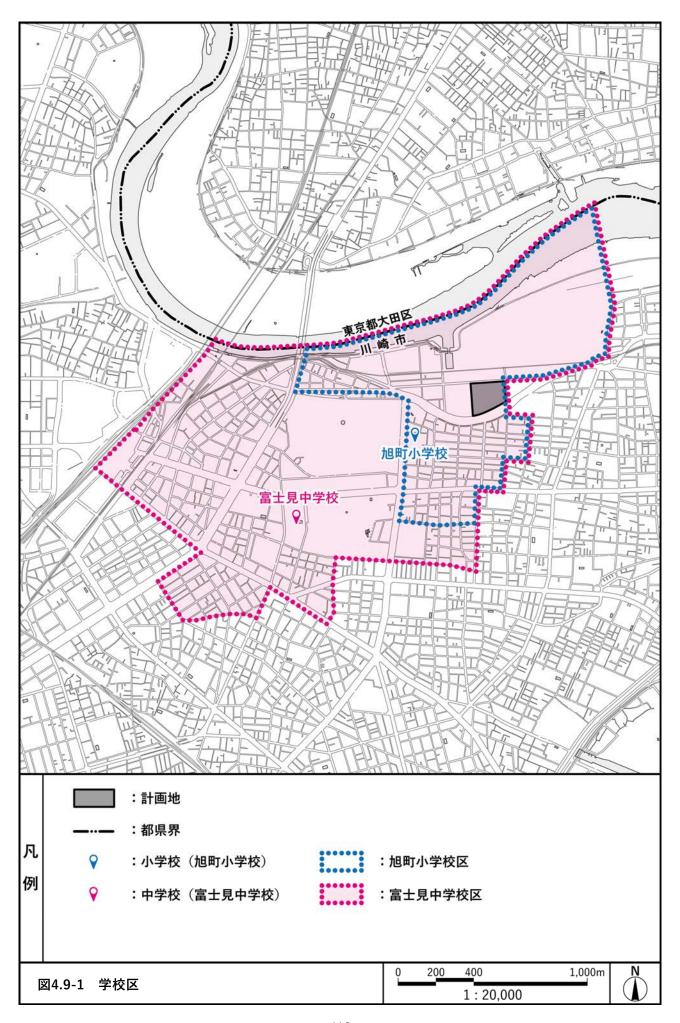
表4.9-1(2) 児童数・生徒数及び学級数等の推移

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旭 町	児童数(人)	491(13)	523(13)	568(17)	604(22)	635(23)
小学校	学級数(クラス)	17(2)	19(3)	22(4)	25(5)	25(5)
富士見	生徒数(人)	750(24)	744(23)	694(24)	656(28)	634(24)
中学校	学級数(クラス)	25(5)	25(5)	24(5)	23(6)	20(4)

注1)児童・生徒数及び学級数は、各年度5月1日現在。

注2)()内は特別支援学級児童・生徒数及び学級数について、内数で示す。

出典:「年刊 教育調査統計資料No.51 令和5(2023)年度)」(川崎市教育委員会ホームページ)



③ 普通学級児童・生徒数の将来予測値

各学校における令和7年度から令和12年度までの普通学級の児童数及び生徒数の将来予測値は、表4.9-2に示すとおりである。

表4.9-2 普通学級児童・生徒数及び学級数の将来予測

項目		年 度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	1 /=	児童数(人)	96	77	62	71	57	56
	1年	学級数(クラス)	3	3	2	3	2	2
	2年	児童数(人)	100	98	79	64	73	59
	2 平	学級数(クラス)	3	3	3	2	3	2
	3年	児童数(人)	97	102	100	81	66	75
ħН	3 4	学級数(クラス)	3	3	3	3	2	3
旭町小学校	4年	児童数(人)	107	99	104	102	83	68
学	4 4	学級数(クラス)	4	3	3	3	3	2
校	5年	児童数(人)	125	110	101	107	104	85
		学級数(クラス)	4	4	3	4	3	3
	6年	児童数(人)	111	128	113	103	110	107
		学級数(クラス)	4	4	4	3	4	4
	合計	児童数(人)	636	614	559	528	493	450
	日前	学級数(クラス)	21	20	18	18	17	16
	1年	生徒数(人)	215	229	222	233	198	215
	1 4	学級数(クラス)	6	6	6	6	5	6
富	2年	生徒数(人)	198	216	230	224	234	199
士見	4 牛	学級数(クラス)	5	6	6	6	6	5
富士見中学校	3年	生徒数(人)	208	199	217	231	225	235
校	3 牛	学級数(クラス)	6	5	6	6	6	6
	合計	生徒数(人)	621	644	669	688	657	649
	口前	学級数(クラス)	17	17	18	18	17	17
注1) 学级	E4.) 1. A 1	ロ2年1日1日に改正	シルン 「羊	2年1年7年7十二) 一世 ゴン	1. 2444.1. 4	W4 1 0 5 1 W4 67	1 出学坛

注1)学級数は、令和3年4月1日に改正された「義務標準法」に基づき、小学校は全学年35人学級、中学校 は全学年40人を基準とした。

注2)将来予測値には、特別支援学級の児童・生徒数及び学級数は含まれていない。

注3)将来予測値には、本事業による児童・生徒数の増加は含まれていない。

出典:川崎市教育委員会ヒアリング(令和6年8月)

b.集会施設

計画地が属する自治会・町内会の名称及び範囲は図4.9-2に示すとおりであり、旭港町会館がある。計画地は旭港町内会の範囲内に属している。

旭港町内会内には、0歳から18歳未満の児童ならだれでも利用できる「旭町こども文化センター」(図4.9-3 参照)があり、児童が利用できるスペースの提供、市民活動団体等の活動支援の拠点として運営されている。ドッジボールやサッカーなどボール遊びができるホール、子ども運営会議などの行事を中心に活動する会議室、乳幼児専用のプレイルーム、授乳室、ランチルームなどがある。また、旭町小学校の校舎の一角には「旭町小学校わくわくプラザ」があり、子どもたちが行事を決めて活動を行うスペースがある。

計画地周辺の主な集会施設として、表4.9-3及び図4.9-3に示すとおり、プラザ大師(教育文化会館 大師分館)が存在しており、集会室等の貸し出しを行っている。令和4年度のの利用件数は、1,985件/年(利用率:32.0%)であった。

表4.9-3 計画地周辺の主な集会施設等の概況(令和4年度)

施設名称	所在地	施 設	延べ 団体数* ¹	件 数**2	利用率
プラザ大師 (教育文化会館 大師分館)	大師駅前	第1学習室、第2学習室、 第1·第2学習室、実習室、 和室、児童室	1,835件	1,985件	32.0%

※1: 各施設を利用した団体及び個人の延べ件数を積算した値である。

※2: 各施設の利用コマ(午前・午後・夜間)の利用実績件数を積算した値である。

出典:「令和4年度活動報告書 教育文化会館・市民館」(川崎市教育委員会)

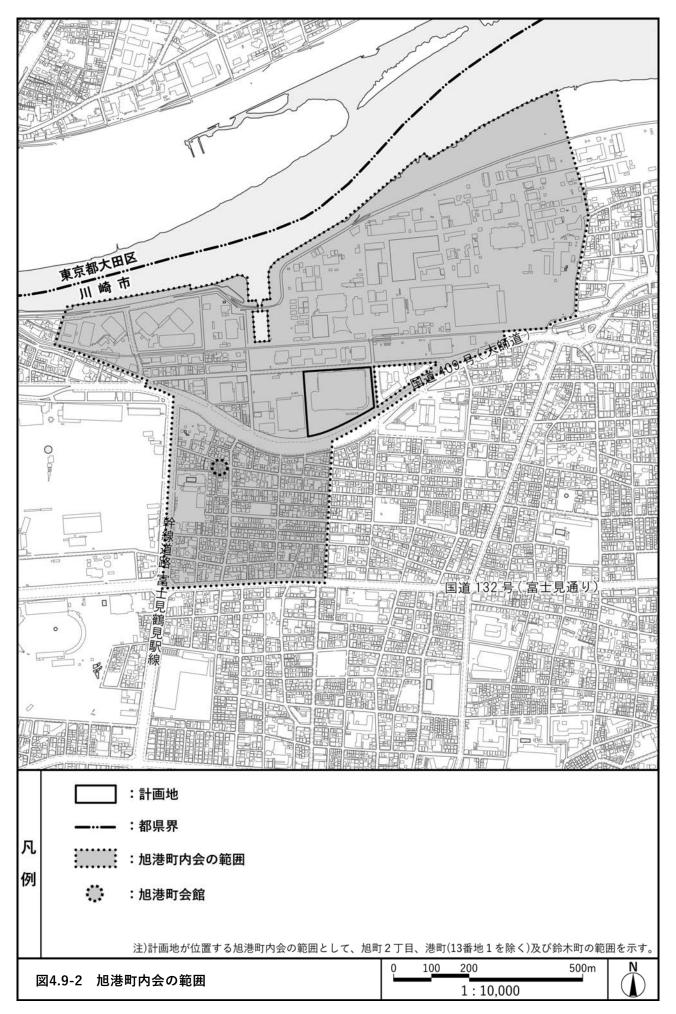
c. 公園等

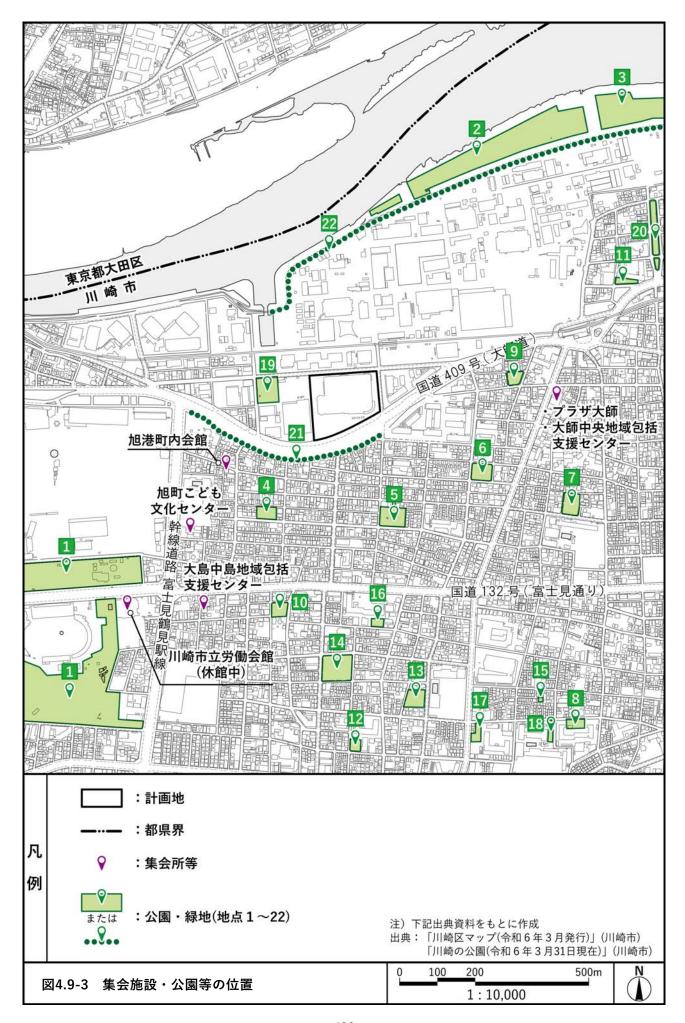
計画地の周辺に位置する主な公園等の状況は、表4.9-4及び図4.9-3に示すとおりである。

表4.9-4 計画地の周辺に位置する主な公園等の状況

公園種別		地点	名 称	所在地	管理面積
	総 合		富士見公園	富士見1丁目、2丁目	172,162m ²
	(京 毛)	2	多摩川緑地鈴木町地区	鈴木町地内	24,680m ²
	運 動	3	多摩川緑地中瀬地区	中瀬1丁目地内	29,740m ²
		4	旭町公園	旭町2丁目14-8	1,713m ²
		5	伊勢町第1公園	伊勢町12-1	3,618m ²
		6	伊勢町第2公園	伊勢町21-1	$2,340 \mathrm{m}^2$
		7	川中島公園	川中島1丁目10-16	2,462m ²
		8	観音町第2公園	観音1丁目10-13	907m ²
		9	大師西町公園	大師駅前2丁目6-1	1,293m ²
		10	中島公園	中島2丁目15-2	1,415m ²
都市公園	街 区	11	中瀬第2公園	中瀬2丁目9-11	756m ²
	担 区	12	藤崎けやき公園	藤崎2丁目11-3	847m ²
		13	藤崎第2公園	藤崎2丁目16-2	2,559m ²
		14	藤崎第3公園	藤崎2丁目6-1	5,081m ²
		15	藤崎第5公園	藤崎3丁目3-8	61m ²
		16	藤崎第6公園	藤崎1丁目13-35	1,004m ²
		17	藤崎つつじ公園	藤崎3丁目1-4	1,493m ²
		18	藤崎ゆりの木公園	藤崎3丁目2	845m ²
		19	港町公園	港町12-6	3,616m ²
	如去妇址	20	中瀬緑地	中瀬2丁目8-1地先	2,711m ²
	都市緑地	21	旭町緑地	旭町2丁目、伊勢町地内	1,170m ²
市営公園	都市緑地	22	鈴木町緑地	鈴木町、中瀬1丁目	2,828m ²

出典:「川崎の公園(令和6年3月31日現在)」(川崎市)





(イ) 土地利用の状況

土地利用の状況については、「第2章 1 (6)土地利用状況」 $(p.61\sim66~$ 参照)に示したとおりである。

計画地及び隣接地は工業地域に指定されており、さらにその周囲は第二種住居地域、準住居地域、商業地域、準工業地域等に指定されている。なお、今後の都市計画手続きの中で、計画地の用途地域は近隣商業地域に変更される予定である。

また、計画地は商業系土地利用として利用されており、計画地周辺は住宅系土地利用、 工業系土地利用等として利用されている。

(ウ) コミュニティ施設に係る計画等

計画地及びその周辺に存在するコミュニティ施設として、川崎市立労働会館が令和6年6月現在、休館中である(図4.9-3 参照)。今後、「川崎区における市民館機能のあり方について ~再編整備の方向性~」(平成30年3月 川崎市教育委員会)等に基づき、川崎市教育文化会館(川崎区富士見2丁目1-3)とともに、両施設の機能の再編整備にあわせ、労働会館施設を大規模改修し、「(仮称)川崎市民館・労働会館」を設置する計画である。

(エ) 関係法令等による基準等

「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準(平野部)は、表4.9-5に示すとおりである。

表4.9-5 地域別環境保全水準(平野部)

環境影響評価項目の内容	地域別環境保全水準
人口の変化等に伴う教育施設、集会施設、公園等の	生活環境の保全に支障のないこと。
コミュニティ施設に係る影響	生ದ環境の休主に文庫のないこと。

出典:「地域環境管理計画」(令和3年3月改定 川崎市)

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準(平野部)に基づき、「生活 環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

予測項目は、表4.9-6に示すとおりである。

表4.9-6 予測項目

区 分	予測項目
	ア 本事業に伴い増加する児童・生徒数が義務教育施設に及ぼす影響
供用時	イ 本事業に伴う人口の増加が集会施設に及ぼす影響
	ウ 本事業に伴う人口の増加が公園等に及ぼす影響

ア 本事業に伴い増加する児童・生徒数が義務教育施設に及ぼす影響

(ア) 予測方法等

a. 予測地域

計画地が属する小学校及び中学校の通学区域の範囲とした。

b. 予測時期

本事業の住宅棟供用開始後(令和12年度)とした。

c. 予測条件・予測方法

① 予測条件

1) 将来基礎児童・生徒数

川崎市教育委員会による将来推計の令和12年度の児童・生徒数とした。

2)本事業による児童・生徒数

本事業の供用により発生する児童・生徒数は、計画戸数(約600戸)に表4.9-7に示す児童・生徒発生率を乗じ、各学年に均等に配分して算出した。

なお、児童・生徒発生率は、統計資料を基に児童発生率0.27人/戸、生徒発生率0.13人 /戸と設定した。

		川崎区		
		児童数	生徒数	
	6 歳	1,538	_	
	7歳	1,564	_	
	8歳	1,660		
	9 歳	1,615	_	
兴热 7 □ (1)	10歳	1,662	_	
学齢入口(人)	11歳	1,649	_	
	12歳	_	1,628	
	13歳	_	1,658	
	14歳	_	1,607	
	合計 ①	9,688	4,893	
総世帯数(戸) ②		127,060		
子供がいる世帯数の割	引合 ③	28.7%		
子供がいる世帯数(戸	= $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$	36,	466	
児童・生徒発生率(人	/戸) ⑤=①/④	0.27	0.13	

表4.9-7 児童・生徒発生率(川崎区)

注) 算出根拠は、資料編(p.資-243~244 参照)

出典:「川崎市年齢別人口 -令和5(2023)年10月1日現在-」(令和5年12月 川崎市)

「川崎市の世帯数・人口、区別人口動態、区別市外移動人口(令和6年4月1日現在)」

(令和6年4月 川崎市)

「川崎市の人口(1) 令和2年国勢調査結果報告書(人口等基本集計結果)」(令和4年3月 川崎市)

② 予測方法

予測対象年度の各学校別の児童・生徒数の将来基礎数に、本事業に伴い増加する児童・生徒数を加算し、増加の程度について予測した。また、予測した児童・生徒数の必要とする教室数と、各学校の保有教室数を比較した。

(1) 予測結果

表4.9-8に示すとおり、本事業に伴い増加する児童・生徒数は、児童162人(27人/学年)、 生徒78人(26人/学年)と予測する。

表4.9-8 本事業に伴い増加する児童・生徒数

計画戸数	児童・生	生徒発生率	児童・生徒発生数(人)		
(戸)	(人/戸)			学年当たり(人/学年)	
1	2		$3=1\times2$	④=③/学年数**	
約600	児 童	0.27	162	27	
#J000	生徒	0.13	78	26	

※: 児童は6学年、生徒は3学年とした。

注) 切り上げにより整数表示とした。

令和12年度の普通学級児童・生徒数の将来基礎数に、本事業に伴い増加する児童・生徒数を加算した児童・生徒数及び学級数は、表4.9-9(1)~(2)に示すとおりである。なお、小学校の学級数は全学年35人学級、中学校の学級数は全学年40人を基準とした。

旭町小学校における普通学級児童数の予測結果は約612人、普通学級は20クラスであり、 保有普通教室数21教室と比較すると1教室余ると予測する。

富士見中学校における普通学級生徒数の予測結果は約727人、普通学級は20クラスであり、保有普通教室数24教室と比較すると4教室余ると予測する。

表4.9-9(1) 児童数及び学級数の将来予測(令和12年度:旭町小学校)

		将来基礎数*1		本事業による	予測結果			保有普通
当	学 年	児童数	学級数	増加数(人)	児童数	学級数	平均児童数	教室数※2
		(人)	(クラス)	·百川 妖(八)	(人)	(クラス)	(人/クラス)	狄王奴
	1年生	56	2	27	83	3	27.7	
普	2年生	59	2	27	86	3	28.7	
	3年生	75	3	27	102	3	34.0	
普通学級	4年生	68	2	27	95	3	31.7	21
級	5年生	85	3	27	112	4	28.0	
	6年生	107	4	27	134	4	33.5	
	計	450	16	162	612	20		

^{※1:} 将来基礎数は川崎市教育委員会資料によった。

表4.9-9(2) 生徒数及び学級数の将来予測(令和12年度:富士見中学校)

学 年		将来基礎数*1		本事業による	予測結果			保有普通
		生徒数	学級数	増加数(人)	生徒数	学級数	平均生徒数	教室数※2
		(人)	(クラス) 増加数(八)	(人)	(クラス)	(人/クラス)	狄主奴	
V.	1年生	215	6	26	241	7	34.4	
普通学	2年生	199	5	26	225	6	37.5	24
学級	3年生	235	6	26	261	7	37.3	24
702	計	649	17	78	727	20	_	

^{※1:} 将来基礎数は川崎市教育委員会資料によった。

^{※2:} 保有普通教室数は令和6年度の保有数と同数と設定した。

^{※2:} 保有普通教室数は令和6年度の保有数と同数と設定した。

(ウ) 環境保全のための措置

本事業では、児童・生徒数の増加に伴う義務教育施設への影響の低減を図る観点から、 次のような措置を講じる。

- ・川崎市に対して、児童及び生徒数の増加に関連する住宅の入居状況等の報告を迅速に 行う。
- ・事業計画の内容を事前に川崎市教育委員会に報告する。

(1)評価

計画地が学校区に含まれる旭町小学校では、本事業の供用開始後(令和12年度)には、普通学級児童数約612人、普通学級20クラスになり、保有普通教室数21教室と比較すると1教室余ると予測する。

富士見中学校では普通学級生徒数約727人、普通学級20クラスになり、保有普通教室数24教室と比較すると4教室余ると予測する。

本事業の実施に伴う児童・生徒数の増加については、児童・生徒数の増加に関連する住宅の入居状況等の報告を迅速に行う等の環境保全のための措置を講じる。

したがって、本事業の実施に伴う児童・生徒数の増加が義務教育施設に及ぼす影響は少なく、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。

イ 本事業に伴う人口の増加が集会施設に及ぼす影響

(ア) 予測方法等

a. 予測地域

計画地及びその周辺地域とした。

b. 予測時期

本事業の住宅棟供用開始後(令和12年度)とした。

c. 予測条件・予測方法

① 予測条件

本事業では、住宅棟に集会等に利用できる居住者用の共用部を確保する計画である。

② 予測方法

集会施設に及ぼす影響については、本事業で計画する集会施設の状況を明らかにし、 事業の実施に伴う人口の増加を勘案した上で、現状の集会施設への影響(利便性の変化) を予測した。

(イ) 予測結果

本事業の計画人口は約2,150人であり、供用時においては、居住者による集会等の需要が 予測されるが、住宅棟に集会等に利用できる居住者用の共用部を確保する計画である(位置 及び規模は、図1-7(2)の「住宅共用部」を参照(p.22 参照))。

また、計画地周辺の主な集会施設であるプラザ大師の令和4年度における集会室等の貸し出し利用状況は1,985件/年(利用率32.0%)であり、本事業の居住者の利用によって計画地周辺の集会施設の利用状況が逼迫することはないと予測する。

以上のことから、計画地周辺の集会施設の利用に及ぼす影響は少ないと予測する。

(ウ) 環境保全のための措置

本事業では、人口の増加に伴う集会施設への影響の低減を図る観点から、次のような措置を講じる。

・居住者が建物内で集会等に利用できるスペース、児童等が遊ぶことができるスペース や居住者間の交流が図られるようなコミュニティスペース等の共用部を確保する。

(エ) 評 価

計画地周辺の主な集会施設であるプラザ大師の令和4年度における集会室等の貸し出し利用状況は1,985件/年(利用率32.0%)であり、本事業の居住者の利用によって計画地周辺の集会施設の利用状況が逼迫することはないと予測する。

本事業の供用時には、居住者による集会等の需要が予測されるが、居住者用として、集会等に利用できる共用部を確保する計画であることから、計画地周辺の集会施設の利用に 影響を及ぼすことは少ないと予測する。

したがって、本事業の実施に伴う人口の増加が、集会施設に及ぼす影響は少なく、周辺 地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。

ウ 本事業に伴う人口の増加が公園等に及ぼす影響

(ア) 予測方法等

a. 予測地域

計画地及びその周辺地域とした。

b. 予測時期

本事業の住宅棟供用開始後(令和12年度)とした。

c. 予測条件・予測方法

① 予測条件

本事業では、計画地南側及び西側に新たに広場やオープンスペースを確保する計画である。南側は芝を中心とした植栽計画により多目的なスペースとし、西側は散策路やベンチ等の整備、多様な植栽を配置した憩いのスペースとする計画である。

また、計画地南西側の空間は地域に開放するとともに、子育て支援施設として住宅棟内に整備する保育所の児童等が遊ぶことができるスペースや居住者間の交流が図られるようなコミュニティスペース等の共用部を住宅棟に整備する計画である(位置及び規模は、図1-7(2)の「住宅共用部」を参照(p.22 参照))。

② 予測方法

公園等に及ぼす影響については、本事業で計画する広場等の状況を明らかにし、事業の実施に伴う人口の増加を勘案した上で、現状の公園等への影響(利便性の変化)を予測する。

(イ) 予測結果

本事業の計画人口は約2,150人であり、供用時においては、居住者による公園、広場等の利用が予測されるが、計画地南側及び西側に新たに広場やオープンスペースを確保し、地域にも開放された多目的スペース及び集い・憩いの場として整備する計画である。

また、共同住宅の居住者用として、児童等が遊ぶことができるスペースやコミュニティスペースを確保する計画であり、計画地周辺の公園利用に対して影響を少なくする配慮を行っている。

以上のことから、計画地周辺の公園等への影響の低減が図られると予測する。

(ウ) 環境保全のための措置

本事業では、人口の増加に伴う公園等への影響の低減を図る観点から、次のような措置 を講じる。

- ・計画地南側及び西側に地域に開放された広場やオープンスペースを設ける計画とする。
- ・南側は、多目的なスペースとして集い・憩いの場として計画する。
- ・西側には散策路やベンチ等の整備、多様な植栽を配置した憩いのスペースを計画する。
- ・オープンスペースを道路に面して配置し、歩行者の視線に入りやすい計画とすること で、誰でも利用でき、敷地内外の人々の交流が図れる計画とする。

(1) 評 価

供用時においては、居住者による公園、広場等の利用が予測されるが、計画地南側及び 西側に新たに広場やオープンスペースを確保し、地域にも開放された多目的スペース及び 集い・憩いの場として整備する計画である。

また、共同住宅の居住者用として、児童等が遊ぶことができるスペースやコミュニティスペースを確保する計画であり、計画地周辺の公園利用に対して影響を少なくする配慮を行っていることから、計画地周辺の公園等への影響の低減が図られると予測する。

したがって、本事業の実施に伴う人口の増加が公園等に及ぼす影響は少なく、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。